

官報

平成二十一年四月十四日

○第七十一回 衆議院會議録 第二十三号

平成二十一年四月十四日(火曜日)

議事日程 第十四号

平成二十一年四月十四日

午後一時開議

第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二 平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

第三 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

第四 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

第五 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

第六 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第三 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第四 平成十九年度特別会計予算総則第七

条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第五 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第六 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。
日程第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
○議長(河野洋平君) 日程第一、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。
委員長の報告を求めます。外務委員長河野太郎君。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔河野太郎君登壇〕

○河野太郎君 外務委員長の河野太郎でございます。

ただいま議題となりました第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、御報告申し上げます。

平成二十一年四月十四日 衆議院會議録第二十三号

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

本件は、三月二十六日外務委員会に付託され、二十七日中曽根外務大臣より提案理由を聴取し、四月三日より質疑に入りました。四月六日には外務委員会として公式に沖縄を視察し、八日には参事人をお招きして御意見を伺い、十日に麻生内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行うなど、慎重に審議を進めてまいりました。

審議時間がさらに必要だとの御意見もございましたが、理事会で、十日の質疑終了後、討論、採決という日程が合意され、採決の結果、自由民主党並びに公明党が賛成、民主党・無所属クラブ、共産党及び社民党が反対、賛成多数で承認すべきものと決しました。

なお、民主党・無所属クラブは、我が国政府の真水の財政支出部分のみを協定化する理由、グアム移転の全体計画の整合性、経費の積算根拠などについて、政府の説明責任が果たされていないとして反対、共産党は、米軍のグアム基地の強化に我が国政府が財政支出することに反対し、さらに普天間基地代替施設の名護市辺野古付近への建設につながる本協定は沖縄の負担軽減につながらないとして反対、社民党は、普天間基地代替施設の建設される辺野古付近の住民の負担がふえること、さらに海兵隊の削減規模が不明確であることなどを理由に反対いたしました。

本協定は、まず、我が国政府が海兵隊のグアム移転に際し二十八億ドルを上限とする財政支出を行うこと、米国政府が普天間基地代替施設の建設に進展のあることなどを条件に海兵隊のグアム移転に必要な措置をとることを取り決めております。

本件の審査の中で、海兵隊の八千人の削減は、

実数ではなく、海兵隊の定員の数であることが明らかにされ、また、政府の統一見解で、我が国が仮に普天間基地の代替施設を完成することができなくとも、本協定三条第二項の違反にならないことが明確になりました。

さらに、本協定の締結いかにかわらず、普天間基地代替施設の建設に当たっては、環境影響評価法並びに公有水面埋立法の法令に従った手続が必要であるということも確認されました。

外務委員会の視察に際し、沖縄県会議長より、沖縄県議会は本協定に反対である旨が表明され、さらに沖縄県からは、本協定に関連して、地位協定の運用の改善ではなく地位協定の改定そのものと並びに基地の使用協定の締結を求める強い声が出されました。

以上、我が外務委員会が承認すべきものと決した本協定が真に沖縄の負担軽減につながることを願い、御報告させていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第二 平成十九年度一般会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)
(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第三 平成十九年度特別会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)
(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第四 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第五 平成十九年度特別会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

日程第六 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二ないし第六に掲げました平成十九年度一般会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)外四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長川端達夫君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(川端達夫君登壇)

○川端達夫君 ただいま議題となりました平成十九年度一般会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)外四件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定等に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成十九年度一般会計予算備費(その一)は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費等十九件で、その使用総額は五百九十七億円余であります。

次に、平成十九年度特別会計予算備費(その一)は、食料安定供給特別会計管理勘定における麦の買い入れに必要な経費で、その使用総額は五百四十九億円余であります。(その二)は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費で、その使用総額は十四億円余であります。

最後に、平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額(その一)は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額等五特別会計の十一件で、その経費増額の総額は六百十六億円余であります。(その二)は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額で、その額は五十五億円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき第百七十回国会において財務大臣から説明を聴取し、昨十三日に質疑を行い、採決の結果、各件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第二及び第四の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第三、第五及び第六の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣金子一義君。

(国務大臣金子一義君登壇)

○国務大臣(金子一義君) 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上を航行する

船舶の安全の確保は極めて重要であります。近年発生している海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となっております。

公海等における海賊行為については、国連海洋法条約において、すべての国が最大限に可能な範囲でその抑止に協力するとされているとともに、関係者や関係船舶の国籍を問わず、いずれの国も管轄権を行使することが認められております。

このような状況及び国連海洋法条約の趣旨にかんがみると、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処について法整備をすることが喫緊の課題であり、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につき御説明申し上げます。

第一に、船舶に乗り組みまたは乗船した者が、私的目的で、公海または我が国領海等において航行中の他の船舶の強取、運航支配、船舶内の財物の強取、船舶内にある者の略取、人質による強要等の行為を海賊行為と定義しております。

第二に、海賊行為をした者につき、その危険性や悪質性に応じて処罰することとしております。

第三に、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要措置を実施するものとし、海上保安官等は、海上保安庁法において準用する警察官職務執行法

第七条の規定による武器の使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるために他に手段がない場合においても、武器を使用することができるようになっております。

第四に、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認

を得て海賊対処行動を命ずることができるようものとし、当該承認を受けようとするときは、原則として、対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならぬこととする。同時に、内閣総理大臣は、国会に所要の報告をしなければならないこととしております。

第五に、海賊対処行動を命ぜられた自衛官につき、海上保安庁法の所要の規定、武器の使用に関する警察官職務執行法第七条の規定及び他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるための武器の使用に係るこの法律案の規定を準用することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。江渡聡徳君。

(江渡聡徳君登壇)

○江渡聡徳君 自由民主党の江渡聡徳でございます。私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案されました海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、いわゆる海賊対処法案について、内閣総理大臣及び関係閣僚に御質問いたします。(拍手)

まず初めに、一昨日、海賊に人質にされていたアメリカ船籍の船長リチャード・フィリップスさんが、海賊対処のためにソマリア沖に派遣されていたアメリカ海軍によって無事救出されました。改めて海賊問題の深刻さを痛感させられたところでございます。

さて、我が国は、改めて申すまでもなく、貿易立国であり、原油の九・六％、鉄鉱石の一〇％を輸入に依存しているなど、我が国の経済社会及び国民生活にとって輸出入の安定性が極めて重要であることは論をまたないところであります。重量ベースでその九・七％は海上運送が分担しており、安定した輸出入の確保は、海上交通の安全確保なしには到底考えられません。

このような中、近年、海上交通の要衝であるソマリア沖・アデン湾において、極めて凶悪な海賊被害が多数報告されております。昨年一年間で百十一件の事案が発生し、四十二隻が海賊に乗っ取られました。本年に入っても、四月十三日現在で七十三件が発生し、十四隻が乗っ取られており、既に昨年の半分を上回っております。現在でも、十四隻の船舶とともに約二百六十人の乗組員等が人質になっております。我が国に関係する船舶では、本年三月に自動車運搬船が銃撃を受ける等の被害が生じております。

国連海洋法条約では、公海における旗国主義の原則の例外として、公海等において行われる海賊行為について、いずれの国も管轄権を行使することが認められているとともに、すべての国に対して、最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するという義務も課しております。

また、昨年六月以降、四回の国連安保理決議が

採択され、各国に軍艦を派遣することを要請しており、既に、アメリカ、ドイツ、インド、中国、韓国等二十カ国以上が艦船を派遣しております。また、国連安保理決議に基づき設けられたソマリ沖海賊対策コンタクトグループや国際海事機関による地域会合では、周辺諸国の取り締まり能力向上に向けた支援等についての議論が行われております。

このように、まさに世界各国が、海賊行為を人類共通の敵である犯罪行為として、さまざまな取り組みを行っているところであります。

我が国も、本年三月十三日、内閣総理大臣の指示のもと、防衛大臣が応急措置として海上警備行動を発令し、現在、派遣された二隻の護衛艦によって我が国に關係する船舶のエスコートが実施されております。この措置は、いつ重大な被害が発生しないとも限らない状況を受け、また法案の成立には一定の時間を要することを踏まえた英断であり、内閣総理大臣、防衛大臣を初め関係者に敬意を表するところであります。

最近の内閣府世論調査では、国民の六三％が肯定的な回答をしております。また、日本の取り組みを非常に高く評価すると欧州連合のフイリップ・ジョーンズ司令官も表明したと聞いており、国内外から極めて高く評価されていることは疑いもありません。

我が国商船隊約二千三百隻に占める日本籍船はわずかに九十隻余りであり、船員も外国人船員が多くを占めております。外国籍船に乗り組む外国人船員に対する海賊行為については、エスコートの対象外となるものがありますし、犯罪としての取り締まりも十分にできない状況となっておりあります。

そのような状況の中で、四月四日と四月十一日、現地に派遣されている護衛艦が、外国商船からの救助要請にこたえ、不審船を事実行為として追い払う事案がありました。すばらしい対応だと思っておりますが、法令に基づく措置が実施できない以上、相手次第では十分な対応ができないおそれがあります。一刻も早く改善しなければならぬと考えております。

以上のような状況の中、本法案は、我が国が国際社会と歩調を合わせて海賊対処に積極的に貢献することを可能とする極めて有意義な法案であります。日本船主協会、全日本海員組合という海運労使双方から、早急な法整備に対し強い期待が表明されております。

衆議院での審議開始に当たり、私は、最近の国際情勢や世論の動向等を踏まえ、以下の点について、内閣総理大臣及び関係閣僚より御所見を賜りたいと存じます。

第一に、海賊行為により海上運送の安全性が脅かされており、我が国に与える影響は甚大だと考えますが、安全で安定的な海上運送の重要性、海賊対処を行う必要性について、法案担当大臣たる金子海洋政策担当大臣の御所見を賜ります。

第二に、海賊行為への対処は、第一義的には、海上における人命、財産の保護や治安の維持について責務を有する海上保安庁の任務であると考えます。ソマリア沖・アデン湾に海上保安庁の巡視船を派遣できないのか、金子国土交通大臣の御認識を賜ります。

第三に、公海上における私的目的である海賊行為の取り締まりは、国連海洋法条約により我が国も管轄権を有しており、警察活動としてこれを取り締まることは憲法第九条の禁止する武力行使に

当たらないと考えますが、総理の御所見を賜ります。

第四に、ソマリア沖で海賊行為が頻発する状況の背景には、ソマリアでは、法執行機関が全く機能していないことや、社会インフラが破壊され、若年層の失業率が高いという事情もあると言われております。

我が国としては、海賊行為への対処に加え、ソマリア沖における海賊問題の根本的解決のために、周辺諸国の取り締まり能力向上の支援やソマリア情勢の安定化に積極的に取り組むべきだと考えますが、外務大臣の御所見を賜ります。

最後に、以上の点を踏まえまして、本法案の成立に向けた総理の御決意をお聞かせ願いたいと存じます。

結びに当たりまして、今このときにおいても、ソマリア周辺の海域で、海上警備行動として、現行法の制約の中で可能な限り海上輸送の安全確保に取り組んでおられる自衛隊員、海上保安官の方々に深く敬意を表したいと思えます。それゆえ、我々議員は、真剣な審議を行った上で、一日も早く本法案を成立させ、政府が万全の体制で海賊対処に取り組むことができるようにしなければならぬわけであります。

与党として全力を尽くしますことを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 江渡議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、海賊行為の取り締まりと憲法第九条条についてのお尋ねがありました。海賊行為にありまして、日本の刑罰法令が適用

される犯罪に当たる行為を行った者に対し法令の範囲内で武器を使用することは、憲法第九条が禁じております武力の行使には当たらない、そう考えております。

次に、本法律の成立に向けた決意についてのお尋ねがありました。

海賊行為は、海上輸送の安全確保という日本の国益を脅かす死活的な問題だと考えております。特に、ソマリア沖の海賊は、日本を含め国際社会への脅威であり、緊急に対処すべき課題であります。

日本国民の生命財産の保護は政府の最も重要な責務であり、当面の応急措置としての海上警備行動に加えて、海賊行為へ適切かつ効果的に対処するための法律を整備することは、喫緊の課題であると考えております。

私は、本法案の早期成立に全力を傾注してまいります。(拍手)

(国務大臣金子一義君登壇)
○国務大臣(金子一義君) 安全で安定的な海上輸送の重要性、海賊対処を行う必要性についてお尋ねがありました。

麻生総理から御答弁させていただきましたとおり、ソマリア沖・アデン湾において急増する海賊行為は、重大な我が国にとつての脅威であります。海賊に適切に対処することは、政府として、緊急かつ重要な課題であるとも認識しております。

ソマリア沖・アデン湾に海上保安庁の巡視艇を派遣できないのかとお尋ねがありました。海上保安庁では、東南アジア海域における海賊対策も含め、引き続きその第一義的責務を果たし

てまいります。しかしながら、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として海上保安庁の巡視艇を派遣することは、日本からの距離、海賊が所持する武器、各国海軍の軍艦等が対応していることなどを総合的に勘案すると、現状においては困難と考えております。

なお、海上警備行動の発令により派遣される自衛艦への海上保安官の同乗、ソマリア周辺国の海上保安機関の法執行能力向上の支援等、必要な範囲で積極的に支援をしていくこととしております。(拍手)

(国務大臣中曽根弘文君登壇)

○国務大臣(中曽根弘文君) ソマリア沖海賊問題の根本的解決のための取り組みについてお尋ねがございました。

我が国といたしましては、議員御指摘のとおり、周辺沿岸国の海上取り締まり能力の向上、それから海賊事案増加の背景にある不安定なソマリア情勢の安定化という両面での支援を行ってきております。

前者につきましては、イエメン及びオマーンの海上保安機関の職員の招聘、研修など能力向上のための支援に取り組んでおり、引き続き、周辺沿岸国に対し、我が国として何ができるか検討していく考えてございます。

後者につきましては、ソマリアに対する人道支援、治安改善支援を実施しており、その総額は、最近二年間で約六千七百万ドルに達しています。我が国といたしましては、今後とも、ソマリアの安定化のために積極的に協力をしていく考えてございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 山口壯君。

(山口壯君登壇)

○山口壯君 民主党の山口壯です。

民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の海賊対処法案について質問します。(拍手)

ソマリア沖の海賊事案に対しては、現在、我が国も含めて各国が軍艦等を派遣し、多国籍のオペレーションが行われていますが、にもかかわらず、先週六隻の船が海賊にハイジャックされ、海賊行為がとまらないことを受けて、世界の専門家の間では、幾つかの問題点が指摘されつつあります。

第一に、現在の多国籍のオペレーションは、基本的には寄つてくる海賊を追っ払うだけの対症療法であり、海賊天国と化したソマリアそのものの対策になっていないという問題点。直接に問題の根源を絶たないと、海上の作戦だけでは海賊行為はとまらないと見られるに至っています。

そして第二に、海賊の出没する地域が、多国籍のオペレーションを避けるように変化しており、アデン湾よりずっと南、ケニア沖においてもハイジャックが起こっていますが、そこまでは今のオペレーションではカバーできないという問題点。さらに、軍艦は大体において警告射撃による対応をするだけで、海賊を捕まえることが少なく、捕まえた場合でも、彼らをいわばキャッチ・アンド・リリースしてしまっているのが現状です。

現在行われているオペレーションのままで、今後たとえ補強しても、それは問題の一部にふたをするにすぎないと見られるに至っています。これらの点を踏まえ、我が国は海賊問題にどのように対処すべきでしょうか。

今回の政府提出の法案は、その第五条で、「海賊行為への対処は、「海上保安庁がこれに必要な措置を実施するものとする。」とし、第一義的には海上保安庁が対処することになっているように読めます。

ソマリア沖における海賊行為は、犯罪案件と呼ばれるものであり、軍事的脅威のたぐいではないことについて、国際的な見方は一致しています。犯罪ですから、海上警察たる海上保安庁が主たる責任を担うという考え方で正しいと思います。

麻生総理、今回の法案において、海賊対策は一義的には海上保安庁の担当であるとの理解でよろしいでしょうか、御答弁ください。

ただし、これまでの政府の国会答弁等を聞く限り、まず海上自衛隊派遣の結論ありきなのではないかとの印象を強く受けます。

今すぐの対処のために、政府はとりあえず海上自衛隊を海警行動として出したわけですが、海上警備行動でもともと外国船を保護することはできず、先日、護衛対象外のシンガポールの船から助けにくれと言われて不審船を追っ払ったオペレーションについても、人道的にはともかく、その法的根拠についてはすっきりしません。仮にも自衛隊を動かすことですから、麻生総理、先日のシンガポール船にかかわるオペレーションの法的根拠は何なのか、確認させてください。

今回の法案は、この後、十年、二十年、三十年をカバーする恒久法として考えているわけですから、海賊問題を根絶しようとするのが大事であり、その観点から海上保安庁第一義の趣旨が徹底されるべきです。にもかかわらず、ソマリア沖での海賊事案に対

して、海上保安庁は巡視船派遣が困難と言いい、その理由として三つ、第一に日本から遠いということ、第二に海賊が重火器を持っている点、そして第三に各国が軍艦等で対応していることに言及しますが、本当でしょうか。

まず、ソマリアのような遠くまで行ける船がないとか、あるいは海賊がロケットランチャーのような重火器で武装しているからとかの点については、海上保安庁はブルトニウム運搬船護衛に使われる世界最大の巡視船「しきしま」を保有しています。

昨日、私は実際に「しきしま」に乗船、現物を拝見させていただきました。

「しきしま」の大きさは「はたかぜ」型護衛艦とほぼ同じであり、イージス艦「こんごう」型護衛艦に迫るサイズです。航続距離も二万海里以上と非常に長く、ヨーロッパから日本まで、オーストラリアを南回りでも寄港なしで航海することができます。さらに、軍艦構造で、多数の水密区画に分けられているので、小さいミサイルやロケット砲に十分耐えられます。

そして、兵装は、三十五ミリ機関砲二基、二十ミリ機関砲二基に加え、海上自衛隊の「はつゆき」型護衛艦などでも使用されている二次元対空レーダーも備えており、レーダー誘導、センサ誘導による精密な対空、対水上の射撃が可能で、テロリストや海賊が使用するであろう小型高速船、ヘリコプター、小型飛行機による攻撃を打ち砕くに十分な戦闘能力を備えています。加えて、大型のスーパービューマヘリコプター、防弾仕様を二機搭載しており、周辺海域の哨戒を行うこともできます。また、小銃などで武装している特別警護隊

を乗船させて不測の事態に備えています。

「しきしま」一隻では対応できないと言われますけれども、それならば、とりあえず海上自衛隊の船を海上保安庁に所管がえして補うという案はどうでしょうか。最新鋭艦である必要はありません。海賊対処ができればいいのです。国有財産法十二条は、関係大臣、この場合は、防衛大臣、国土交通大臣及び財務大臣が合意すればそれが可能であると定めています。

早く所管がえして一刻も早く船になればいいと思いますが、操船についてもしも不安が残るのであれば、海上保安官に加えて幾ばくかの海上自衛官が海上保安官の身分を併有、同乗すればいいわけです。武器の使用についても同様です。自衛隊法六十条二項と自衛隊法施行規則六十条一項五号により、それは可能です。このような案について、麻生総理、いかがでしょうか。

しかし、そもそも、法案が第一義的に海賊行為への対処は海上保安庁が行うという趣旨であるとすれば、それが可能になるよう、少なくとも中長期的には海上保安庁に「しきしま」のような軍艦構造の船を追加的に持たせることが本来必要なのです。麻生総理の考えをお聞かせください。

また、各国が軍艦で対応しているから日本の海上保安庁が行けないというのは、説得力もないし、情けない。海上保安庁の現場の海の男たちが、他の国が軍艦を派遣しているから行きませんとは言わないと信じています。

現に、海上保安庁は、諸外国の海軍軍艦との連携行動として、海上阻止訓練という形で、平成十五年にはオーストラリア主催のものに、平成十六年には相模湾において、平成十七年にはシンガ

ポール主催のものに、平成十九年には伊豆大島東方海域において、そして平成二十年にはニュージーランド主催のものに、それぞれ参加している実績があります。

さらに、海上保安庁の船には軍関係の通信を聞ける設備がないということも挙げますが、ないのであれば、つけばいい。また、将来、海賊対処も念頭に置いて巡視船を建造する際には、当然、そのような通信機器は初めから装備すべきです。以上、三つの理由は、どれもこじつけで無理があり、説得力を欠きます。

この法案が、海賊行為への対処は第一義的には海上保安庁が行うというのであれば、その趣旨を実現すべく、もっと本気になるべきです。あるいは、それは見せかけだけで、まずは海上自衛隊派遣の結論ありきだったのでしょうか。少なくとも、「しきしま」は対処可能ですから、現地に赴くべきです。そして、一隻で足りないのであれば、とりあえず海上自衛隊の船を所管がえしても補うなりして、本気で海上保安庁で対処しようとすべきです。

さて、法案では、我が国の海賊対策は第一義的には海上保安庁の任務とされながら、防衛大臣が特別の必要がある場合を判断して自衛隊を出すことが可能となっております。判断の主体が海上保安庁にはなっていないですね。しかし、海上保安庁による対応が困難かどうかの判断は、海上保安庁が行うべきです。そして、海上保安庁の要請があつて初めて自衛隊の派遣につながるという仕組みにしないと法案の趣旨にそぐわないと思います。いかがでしょうか。麻生総理の答弁をお聞かせください。

なお、今回の海賊対処法案において、万が一海上自衛隊を派遣する場合の国会の事前承認の項目が欠落していますが、シビリアンコントロールの観点から、それは必要です。また、派遣実施計画をつくり、派遣期限、派遣地域を明確にした上、国会に報告すべきと考えます。これらの点について、麻生総理の答弁を求めます。

ソマリア沖の海賊問題を完全に片づけるには、機能するソマリア政府、効果的な沿岸警備隊及び警察力が必要であり、これらが存在しないことこそが問題なのです。ソマリアを含む海賊発生周辺諸国の国情安定支援や沿岸警備能力向上支援なしには、海賊対策は上滑りに終わります。もし本気で海賊対策を考えるのであれば、我が国としてそれら支援を行っていく旨、今回の海賊対処法においても明らかにすべきと考えますが、麻生総理の所見をお聞かせください。

さらに、我が国がリーダーシップをとって海上警察の国際連携の枠組みの創設に奔走すべきです。それが海洋国家たる我が国の重要な役割だと思います。ちなみに民主党は、さきのテロ根絶法案において、政府に先駆けてこの旨を盛り込んでいました。そして、日本は既にその先例を持っています。すなわち、東南アジアのマラッカ・シンガポール海峡の海賊問題について、海上保安庁は、巡視船派遣のみならず、沿岸国の海上保安機関との合同訓練等々により、海賊発生件数を激減させています。また、日本の主導により、アジア海賊対策地域協力、RECAPが設立されました。

麻生総理、ソマリア沖の海賊問題についても、海上警察の国際連携の国際的枠組みを日本主導で

創設すべきです。例えば、国連が、アフリカ諸国とともに、ソマリア沿岸を監視するための沿岸警備隊を組織するとの構想が言われます。日本は、現在、安保理の非常任理事国ですから、このような構想を日本がイニシアチブをとって実現することが海賊問題の解決にとって極めて重要と考えます。麻生総理の所見を伺います。

また、中曽根外務大臣、特にソマリアについて、その貧困問題等を含め、政府はどのような対策を考えておられるのか、具体的にお知らせください。

他の西側諸国は、現下の厳しい経済状況下、海賊対策のための方策にお金をかけるつもりがないと言われ、それで軍艦で対処しているとの面もあります。他の国が軍艦を出しているから日本も出さなきゃとの感覚でこの法案が出されていることに、中途半端さを感じます。今回の法案が恒久法として提出されている割には、そこに、海賊問題についての根本的解決を目指す気迫が感じられません。

政府は、今とりあえずは緊急に海上自衛隊の海警行動で対応していますが、海賊対処新法をつくる以上は、海賊対策が軍艦で海賊を追っ払うだけの対症療法にとどまってはなりません。でなければ、海賊事件が後を絶たない。どうしても、海上警察による海賊取り締まりの構図に持つていくべきです。

私は、民主党を代表して、海賊問題の根本的解決を念頭に議論、提案させていただきました。役人はいろいろな理由を挙げてできないと言うとしても、政治家は、道なきところに道を開き、不可能を可能に変えていくのが仕事です。ソマリア沖

に海上保安庁は堂々と行くべきです。そのために必要な環境を整えるのが私たちの仕事です。
頑張りましょう。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 山口議員の御質問にお答えをさせていただきますと存じます。

まず最初に、本法案における海賊対策の第一義的な担当省庁についてのお尋ねがありました。

海賊行為は海上における犯罪行為であるため、本法案におきましても、海賊行為への対処は、第一義的には、海上の法執行機関であります海上保安庁の責務であると考えております。

次に、海上自衛隊による対応の法的根拠についてのお尋ねがありました。

四月四日、護衛艦「さざなみ」が、シンガポール船籍の船舶から、小型船舶が接近している旨の通報を受け、大音響による呼びかけなどにより対応しておりますのは御存じのとおりです。本件の対応は、船員法第十四条の規定によって行ったものであります。

海上自衛隊の護衛艦の海上保安庁への所管がえなどによる海賊対処についてお尋ねがあつておりました。

海賊対処法案におきましては、海上保安庁のみでは対処することができない特別の場合には、自衛隊が有しております能力を活用して対処することといたしております。この仕組みは、現行の海上警備行動と共通のものであります。

したがって、自衛隊について、あえて所管がえや身分の併有といった措置を行い、海上保安庁という外形を整えた上で海賊対処に従事させる合理的な理由を見出せないところであります。

次に、「しきしま」のような巡視船を海上保安庁に保有させることについてお尋ねがありました。
ソマリアの海賊問題に対応するため、「しきしま」のような大型の巡視船を追加的に海上保安庁が今保有するというものを、現時点では考えておりません。

遠方海域におけます重大事案への対処に関する望ましい体制のあり方全般につきましては、海賊行為をめぐる国際的な動向も踏まえつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

自衛隊の派遣の仕組みについてお尋ねがありました。

本法案において、第七条第一項で、防衛大臣は、特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊に海賊対処行動を命ずることといたしております。また、第二項で、内閣総理大臣の承認を得るに当たって、防衛大臣は、海上保安庁など関係省庁と協議の上、自衛隊による海賊対処行動の必要性などを対処要項の中で明記することといたしております。したがって、海賊対処行動が必要である場合は適切に判断できるものと考えております。

国会の関与などについてもお尋ねがありました。

海賊行為への対処は警察行動でありまして、海上警備行動と同様に、国会の事前承認に関する規定を設けなかったものであります。

他方、本法案では、内閣総理大臣が海賊対処行動を承認したときには、行動の必要性、区域、期間などを定めた対処要項の内容を遅滞なく国会に報告することといたしております。

海賊対処行動では、自衛隊を的確な文民統制のもとで運用することが求められており、これらの報告により、国会への説明責任は十分に果たすことができると考えております。

周辺沿岸国への支援について法案で明らかにすべきとのお尋ねがありました。

周辺沿岸国などへの支援につきましては、海賊行為の根絶に向けた中長期的な観点から、沿岸国の海上取り締まり能力の向上、さらには、海賊行為急増の背景にありますソマリア情勢の安定化に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

他方、こうした取り組みを進める上で、新たな法律上の規定が必要というわけではないため、本法案には特段の規定を設けてはおりません。

最後に、海賊対策のための国際的枠組みを日本主導で創設すべきとのお尋ねがありました。

これは、国際社会におきましては、御存じのように、既に、国連安保理決議第千八百五十一号に従って設けられたコンタクトグループ、また、国際海事機関、いわゆるIMOのソマリア周辺海域海賊対策地域会合、いわゆるジブチ会合などで、種々の取り組みが進められております。ジブチ会合では、海賊対策のための地域協力の枠組みでもあります行動指針が採択をされているところであります。

ソマリア沖海賊の根絶に向けた周辺国の海上取り締まり能力の向上や、また地域協力を推進するためには、こうした既存の枠組みを効果的に活用することが重要であります。

日本といたしましては、これまでのアジア地域における海賊対策の経験を踏まえつつ、さきに挙げた既存の枠組みを通じて、持てる力を十分に生かしていきたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(国務大臣中曽根弘文君登壇)

○国務大臣(中曽根弘文君) ソマリアにおける貧困問題等への対策についてのお尋ねでございますが、我が国は、海賊事案増加の背景の一つであると考えられる不安定なソマリア情勢の安定化のために、人道支援や治安向上のための支援を行ってきております。それらの総額は、最近二年間で約六千七百万ドルに達しております。食糧支援、難民支援、保健、水、衛生分野の支援、また人身取引対策のための支援あるいは警察支援、国境警備強化のための支援などを実施しているところでございます。

我が国といたしましては、今後とも、ソマリアの安定のために積極的に協力をしていく考えでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹でございます。私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案に関しまして質問いたします。(拍手)

私は、与党の海賊対策等に関するプロジェクトチームの共同座長として、この法律案の作成、取りまとめにかかわらせていただきました。ようやく審議入りができることに、ひときわ感慨深いものを感じます。

本日は、確認の意味も込めて、主要なポイント

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨説明に対する山口壯君の質疑 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

平成二十一年四月十四日 衆議院会議録第二十三号

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

を質問させていただきます。

近年、アフリカの角と呼ばれるソマリアの沖合及びアデン湾において、航行中の貨物船やタンカー等を襲撃し、乗組員や船舶を人質に身の代金を要求するという凶悪な海賊事件が頻発しております。昨年は前年の二・五倍に当たる百十一件もの海賊事件が発生しており、特に昨年秋季以降、約二日に一件の割合に急増し、ことは、四月十三日現在で七十三件と、既に昨年の件数の約七割となり、十四隻の船が抑留され、約二百六十名の乗員が人質になっており、状況はさらに悪化しております。

この海域は、年間約二万隻の商船が行き交う世界貿易の大動脈であり、スエズ運河を経由し、アジアと欧州を結ぶ海上交通の要衝です。我が国に関連する船舶は年間二千隻を超えており、海賊の脅威に最もさらされているのが貿易立国である日本と言っても過言ではありません。

海運業界からは、日本船主協会と全日本海員組合の労使双方がそろって政府や与党に対し、国民の生命財産の保護のために一日も早く自衛隊を派遣し、海賊対策を行うよう要請がありました。この切実な現場の声は、重く受けとめなければなりません。

このような看過できない事態に対し、国連安保理は、昨年六月以降四回の決議を採択し、加盟国に海賊抑止のための協力を要請しました。これらを受けて、既に欧米諸国や中国、インドなど二機関、二十カ国以上が、軍艦等をソマリア沖やアデン湾に派遣し哨戒活動や護衛等を実施するなど、海賊対策を展開しております。

麻生総理は、昨年十月の衆議院の特別委員会

で、海賊対策を日本が行うことについて、前向きな答弁をされました。改めて、日本が海賊対策を行う背景と必要性について、総理の御所見を伺います。

内閣府が三月十六日に発表した世論調査によりますと、「海賊対処に自衛隊がどのように取り組んでいくべきか」との問いに、「取り組んでいくべき」とした人が、「どちらかといえば」と答えた人と合わせて六三・二％に上り、「どちらかといえば必要ない」「必要ない」の計二九・一％を大きく上回りました。自衛隊が派遣されることに対して、多くの国民が理解を示していることがわかりました。

そのような世論の理解とは裏腹に、一部野党から、自衛隊の派遣は筋違いとし、海上保安庁を派遣すべきとの声があります。

そこで、今回、ソマリア沖の海賊対策のために海上保安庁ではなく海上自衛隊が派遣されることとなった理由を明快に説明いただきますよう、総理の御答弁を求めます。

一方、既に海上警備行動の発令により海上自衛隊を派遣し、海賊対処を行っているのであれば、わざわざ新法をつくる必要はないのではないかと、の声が一部にあります。今回、なぜ海賊対処法案を提出するに至ったのか、そしてその必要性について、総理の御所見をお尋ねします。

私は、与党の現地視察団の一員として、二月上旬に、ソマリア周辺諸国並びにＥＵ及び米国を中心とした有志連合の海上作戦部隊の司令部等を訪問いたしました。

バーレーンで、CMF、有志連合海上作戦部隊のゴートニー司令官らと意見交換した際に、私

が、日本は海賊対処に当たり、自衛隊艦船に海上保安官を同乗させ、海賊の対処は自衛隊が担い、司法警察業務は海上保安官が担う対応を考えている、米国はどのような取り組みをされているのかと尋ねましたところ、ゴートニー司令官は、米国でも全く同じ状況である、軍人には法執行権限がない、そのため合衆国連邦法執行官であるコーストガードを中心とする法執行チームが艦船に同乗して、法の執行を担っていると明快に述べられました。

我々与党プロジェクトチームで取りまとめた海賊対処の取り組みが、米国でも同様であることが確認できました。

二月二十日に呉港沖合で、海上自衛隊と海上保安庁による海賊対処の共同訓練が行われ、私も視察をさせていただきましたが、明確な役割分担と相互の連携協力が見事に行われておりました。

そこで、今回の法律案で、「特別の必要がある場合」として自衛隊が海賊対処行動を行うに際しても、現行法の取り組みと同様に、自衛隊艦船に海上保安官を同乗させ、海賊行為への対処は自衛隊が担い、司法警察業務は海上保安官が担うという役割分担と、相互の緊密な連携協力のもとに海賊対処が行われるべきでありますし、準備段階から必要に応じて共同訓練などを行い、緊密な連携協力を図るべきであると考えますが、国土交通大臣を兼務されている海洋政策担当大臣並びに防衛大臣の御所見を伺います。

次に、武器使用について二点お伺いします。

海賊行為は海上における犯罪行為であり、その対処のための武器使用は、あくまで警察官職務執行法第七条を基本として行われると認識しており

ますが、今回の法律案では、武器使用の規定を整備し、停船射撃という、民間船舶に接近する海賊を停船させるための武器使用が盛り込まれました。何ゆえ、武器使用権限を整備して停船射撃まで認めることに至ったのか、その理由を海洋政策担当大臣にお尋ねいたします。

これに関連して、海賊対処法案が停船射撃を認めたことを根拠に、自衛隊の海外派遣における武器使用の拡大に道を開くかのような批判があります。

しかしながら、そもそも海賊対処は、公海上の私的目的による犯罪行為を取り締まる警察活動であり、また、今回の武器使用権限の整備は、海上保安庁と海上自衛隊の両方に通じるものであり、自衛隊が海外で行ってきた別の任務の議論と混同すべきではありません。

今回の海賊対策という公海における警察活動での武器使用権限の整備が、自衛隊の海外活動全体の武器使用の無原則な拡大に結びつくものではないと考えておりますが、防衛大臣の御所見をお尋ねします。

次に、自衛隊の派遣については、どこまでも国民の十分な理解と支持があつて行われるべきだと考えます。そのような考えから、公明党は、他の諸法令との整合性の観点から、国会報告を義務づけるべきだと主張し、自衛隊への海賊対処行動の発令後と終了後に、それぞれ遅滞なく、国会に報告しなければならないと法案に明記されました。国会報告を加えたことは、文民統制の観点からも、国民の不安を払拭する内容になったと思えますが、総理の御所見をお尋ねします。

ソマリア沖・アデン湾の海賊は、ソマリアを本

抛地しております。ソマリアは、長年にわたる内戦状態が続き、国家機能を失ったいわゆる破綻国家であり、海賊を取り締まる能力を持ち合わせておりません。国際社会は、ソマリア情勢が安定化し、ソマリアが国家として復興しない限り、海賊の根絶はできないとの認識で一致しております。

また、ジブチ等の周辺国からは、日本が東南アジアで行った沿岸国の海上保安能力の構築の実績を踏まえ、日本に対して、沿岸国の海上保安能力の向上への支援の期待が高いことも、私たち現地視察団は伺ってまいりました。

すなわち、ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の解決へ向けては、対症療法として目の前の脅威を抑止するための自衛隊派遣により行う海賊対策とともに、車の両輪として、ソマリア情勢の安定化、沿岸国の海上保安能力の構築、向上への支援や、ODAを使った復興のための中長期的な援助を行うことが必要であると考えますが、外務大臣の御見解をお尋ねします。

結びに当たり、現地で任務についている海上自衛隊の護衛艦には、既に、四月四日と十一日の二度にわたって、日本に全く関係のない外国籍船から救助が求められ、船員法の規定に基づいて大音響発生装置を使うなどして対処をしていると伺っています。

現場の自衛官の御苦労を考えると、我々立法府には一刻の猶予も許されません。一日も早く海賊対処法案が成立し、保護対象や武器使用権限についても、法に基づいて十分な海賊対策が効果的に行え、海上交通の安全と生命財産を守ることができるようになる日が来ることを念願し、質問

を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、海賊対策を行う背景や必要性についてのお尋ねがあつております。

海賊行為は、海上輸送の安全確保という日本の国益を脅かす死活問題であります。特に、ソマリア沖の海賊は、日本を含め国際社会にとりましての脅威であつて、緊急に対応すべき課題とも考えております。

また、昨年の一連の国連安保理事会の決議は、海賊対処のための軍艦の派遣などを要請してきております。これにこたえ、欧米、アジアの国々が軍艦などを派遣しており、国際的な対応が行われておりますのは御存じのとおりです。

日本国民の生命財産の保護は、政府の最も重要な責務の一つであり、新法が整備されるまでの応急措置としての海上警備行動に加えて、海賊行為へ適切かつ効果的に対処するための法律を整備することは喫緊の課題、そのように考えております。

ソマリア沖へ自衛隊を派遣した理由についてのお尋ねがあつておりました。

ソマリア沖の海賊対策に海上保安庁が当たることは、日本からの距離、一万二千キロ以上ございします。海賊が所持しております武器、また各国が海軍の軍艦などで対応していることなどを総合的に勘案すると、現状においては困難であろうと考えております。

この海域では、最近も海賊事案が多発をいたしております。日本国民の人命、財産を緊急に保護

する必要がありますことから、海上警備行動により海上自衛隊を派遣することにした背景であります。

海賊対処法案の必要性などについてお尋ねがありました。

既に実施をしております海上警備行動によります対応は、最近急増しております海賊事案に対して、新法整備までの応急措置として行っているものであります。

しかしながら、海賊事案に、より適切かつ効果的に対応するという観点からは、保護対象が我が国に關係する船舶に限られている点や武器使用権限などの面で、必ずしも十分ではないといった課題があります。そこで、これらの点に対応するために本法案を提出したものであります。

最後に、国会報告についてのお尋ねがありました。

本法案では、内閣総理大臣は、自衛隊の海賊対処行動を承認したとき及びその行動が終了したときには、遅滞なく国会報告を行う旨が定められております。

海賊対処行動では、自衛隊が長期間にわたり日本の領域外で活動することが想定されておりますため、自衛隊が的確な文民統制のもとで運用されることが求められているところであります。これらの報告により、国会への説明責任を十分に果たすことができるかと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

(国務大臣金子一義君登壇)

○国務大臣(金子一義君) 佐藤議員にお答えいたします。

海上保安庁と自衛隊の役割分担と連携協力についてお尋ねがありました。

本法案では、現行の海上警備行動の仕組みと同様、海上保安庁のみで海賊への対処が不可能もしくは著しく困難な場合には、内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣が自衛隊に海賊対処行動を命ずることができるとしております。

この場合においても、海上保安庁としては、海賊行為を犯した者の逮捕、捜査等の司法警察権を担ってまいります。これを円滑かつ適切に実施するためには、海賊対処行動を行う自衛隊と緊密な連携協力が不可欠であります。

海上保安庁と海上自衛隊は、海上警備行動に先立ち、海賊対処に関する共同訓練を実施してまいりました。海賊対処行動においても、このような役割の分担のもと、適切な海賊対処ができるよう、平素から、情報の交換、共同訓練の実施を通じて、緊密な連携協力を図ってまいります。

もう一問、いわゆる停船射撃に関する規定を設けた理由についてお尋ねがありました。

海賊行為への対処は、警察活動となるため、その武器使用に当たっては、本法案において準用する警察官職務執行法第七条の規定を基本として行うものであります。

一方、ソマリア沖の海賊の実態を踏まえると、本法案において国内法上の犯罪として規定された海賊行為については、その後の重大な危害の発生を回避するため、海賊が船舶で民間の被害船舶に接近してきた段階で抑止する必要があります。

したがって、本法案等において準用する警察官職務執行法第七条第一号の規定をいけば補完するものとして、本法案六条、海上保安官でありま

す、及び第八条二項、自衛官であります、において、停船させることを目的とした武器の使用に関する規定を整備したものであります。(拍手)

〔国務大臣浜田靖一君登壇〕

○国務大臣(浜田靖一君) 佐藤議員にお答えいたします。

まず、海賊対処に関する海上保安庁との連携協力についてお尋ねがありました。

海上警備行動によるソマリア沖・アデン湾への護衛艦派遣につきましては、海上保安官が護衛艦に同乗し、司法警察業務を行うこととしております。このため、海上自衛隊と海上保安庁との連携強化を図る観点から、派遣準備の一環として、共同訓練などを実施いたしました。

今回の海賊対処法案に基づき自衛隊が海賊へ対処する場合につきましては、このような海上自衛隊と海上保安庁との間での緊密な連携協力が重要であると考えておるところでございます。

次に、海賊対処法案の武器使用権限についてお尋ねがありました。

海賊対処法案においては、公海等における海賊行為を国内法上の犯罪として規定した上で、海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な武器使用権限を整備したものであります。

他方、海賊対処以外の自衛隊による海外での活動については、他国の領域における活動であるなどさまざまな面で、海賊対処とはその前提が異なるものであります。したがって、自衛隊の海外活動全体の武器使用に関する議論に直接結びつくものではないと理解しているところでございます。(拍手)

〔国務大臣中曽根弘文君登壇〕
○国務大臣(中曽根弘文君) ソマリア沖海賊問題

の解決に向けての中長期的な援助についてのお尋ねがございました。

我が国といたしましては、議員御指摘のとおり、周辺沿岸国の海上取り締まり能力の向上、また、海賊事案増加の背景にあります不安定なソマリア情勢の安定化という、両面での支援を行ってきております。

前者につきましては、イエメン及びオマーンの海上保安機関の職員の招聘、研修など能力向上のための支援に取り組んでおりまして、引き続き、周辺沿岸国に対し我が国として何ができるか、アジアにおける経験も踏まえまして検討していく考えてございます。

後者につきましては、ソマリアの人道支援や治安向上のための支援を行ってきております。それらの総額は、最近二年間で約六千七百万ドルに達しております。

我が国といたしましては、今後とも、ソマリアの安定化のために積極的に協力をしていく考えてございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 赤嶺政賢君。

〔赤嶺政賢君登壇〕

○赤嶺政賢君 私、日本共産党を代表して、海賊対処法案について質問します。(拍手)

本法案は、海賊対処を口実にして、自衛隊の海外活動と武器使用権限を拡大し、憲法九条が禁ずる海外での武力行使に道を開くものであり、断じて容認できません。

まず指摘しなければならないことは、政府が、海賊対処の根拠法が必要だとして本法案を提出しながら、既に海上自衛隊の護衛艦二隻をソマリア沖に派遣していることです。

明確な法的根拠もなしに、どうして実力部隊を海外に派遣できるのですか。しかも、派遣前にはできないとしてきた外国船舶の護衛活動にまで踏み出しているのです。これほど露骨に国会と国民を愚弄し、憲法をじゅうりんするものではありません。

政府は、今回の自衛隊派遣の根拠を、海上警備行動だと説明しています。しかし、海上警備行動は、我が国領海、その周辺で海上保安庁では対応できない事態を想定したものだとして歴代政府は説明してきたではありませんか。官房長官も記者会見で、原則日本の領海内と述べていたではありませんか。領海はおろか、はるかかなたのソマリア沖まで派遣できるというから政府見解を変更したのですか。明確な答弁を求めます。

いわゆる海賊行為は、国際的な犯罪であり、許されることではありません。ソマリア沖の海賊は、現地、周辺国の警察活動を基本に、国際的な連携協力に対処すべき問題です。日本は、東南アジアで行ってきたように、地域協力の枠組みづくりや、ソマリアと周辺国の海上警察力を強化するための技術援助、財政援助を行うべきです。

同時に、ソマリア問題の根本的な解決が必要で

す。ソマリアでは、九一年にバレ政権が崩壊し、内戦状態に陥って以降、国連PKO初の平和執行部隊の派遣、対テロ戦争の名による米軍の空爆と軍事介入などが行われてきました。外国船舶による違法操業、有毒廃棄物の不法投棄が横行し、これが元漁民を海賊行為に走らせたと言われています。まさに、これまでの国際社会の関与のあり方が問われているのであります。

ける違法操業や有害物質の不法投棄に対抗するための地元漁民による自衛手段という側面があった、米国は空爆なども行っていると答弁していますが、これまでこうした問題にどう取り組み、今後どう対応しようとしているのですか。

政府は、海上自衛隊の補給艦をインド洋に派遣し、米軍艦船に対する給油支援を行ってききました。自衛隊は、ソマリア空爆を行う米軍の軍事行動を支援してきたではありませんか。

ソマリアの内戦と貧困という陸の問題が解決しない限り、海賊という海の問題も解決しないことは、国際社会の共通認識です。

今、ソマリアでは、昨年八月、暫定連邦政府とソマリア再解放連盟の穏健派グループが武力行使の停止などで合意し、内戦終結と国民的和解に向けた努力が続けられています。憲法九条を持つ日本は、こうしたソマリアと平和を後押しする外交努力と民生支援で積極的役割を果たすべきではありません。答弁を求めます。

今回の法案は、国連海洋法条約に則して、海上保安庁が国籍を問わず海賊行為を処罰し対処することを前面に出していますが、その核心は、自衛隊に海賊対処行動という新たな海外任務を与えることにあります。

第七条は「特別の必要がある場合に」自衛隊の派遣を命令できるとしていますが、それは、どういう場合ですか。派遣規模、地理的範囲に限定はあるのですか。政府の一存で、世界の海に派遣できるものではありませんか。

武器使用規定も重大です。政府は九〇年代以降、さまざまな口実で自衛隊の海外派遣を行ってきましたが、その武器使用は、隊員の生命身体

防護が原則だとしてきました。ところが、今回、海賊対処という任務遂行のための武器使用に踏み出しています。抵抗、逃亡する海賊への危害射撃、海賊行為を制止するための船体射撃まで規定しています。これによって、自衛隊が、戦後初めて、海外で人を殺傷する事態を引き起こしかねないではありませんか。

さらに、政府は、ソマリアの隣国であるジブチと自衛隊駐留のための地位協定を締結しました。P3C哨戒機などの航空部隊を現地に派遣するためと言いますが、P3Cが入手した情報は、米軍にも提供するものではありませんか。それは、対テロ戦争を行う米軍への情報提供につながるのではありませんか。明確な答弁を求めます。

最後に、海賊対処を口実に、自衛隊の海外での武力行使、海外派兵恒久法に道を開く本法案はきつぱり廃案にするよう求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 赤嶺議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、自衛隊による海賊対処の法的根拠についてのお尋ねがあつておりました。

ソマリア沖におきましては、海賊事案が多発、急増しておりますのは御存じのとおりです。日本国民の人命、財産を緊急に保護する必要がありますことから、新法の整備までの応急措置として、海上警備行動により、我が国に關係する船舶を海賊行為から防護することいたしました。

また、海上警備行動の保護対象に該当しない船舶への対応は、強制力の行使を伴わない行為として行つたものであり、問題はありません。

海上警備行動に係る政府見解についてお尋ねがありました。

海上警備行動は、海賊対処を含め、海上における人命、財産の保護について、海上保安庁のみでは対応できない特別の必要がある場合に命じるところとされております。

また、その地理的範囲につきましては、任務を達成するための必要な限度で、公海に及ぶものであり、これらの政府の見解は、従来より一貫いたしております。

地域協力の枠組みづくりや、ソマリアと周辺国の海上警備力を強化するための協力を行うべきとお尋ねもありました。

国際社会におきましては、御存じのように、国連安保理決議第八百五十一号に従ひまして設けられましたコンタクトグループや、国際海事機関、いわゆるIMOのソマリア周辺海域海賊対策地域会合、いわゆるジブチ会合などで、既に種々の取り組みが進められております。ジブチ会合では、海賊対策のための地域協力の枠組みである行動指針が採択されてもおります。

ソマリア沖海賊の根絶に向けた周辺国の海上取り締まり能力の向上や、また地域協力を推進するためには、こうした既存の枠組みを効果的に活用することが重要であります。

また、ソマリアと周辺沿岸国の海上取り締まり能力の向上のためには、ソマリアに対する治安改善支援や、イエメン及びオマーンの海上保安機関の職員の招聘、研修などに既に取り組んでおりまして、引き続き、日本として何ができるか、検討していく考えであります。

ソマリアと民生支援について日本が役割を

果たすべきとお尋ねがありました。

国土全体を実効的に統括する政府が存在をしていないと思われるソマリアの現状は、海賊問題やこの地域の安定という観点からも懸念のされるところであります。

こうしたソマリアの現状を考えて、我が国は、これまでも人道支援、治安改善への支援を実施してきており、その総計、過去二年間で約六千七百万ドルに達しております。

政府としては、今後とも、ソマリアの安定化のために積極的に協力をしていく考えであります。今回の法律案に対し、「特別の必要がある場合」と及び派遣規模、地理的範囲についてのお尋ねがありました。

本法案の「特別の必要がある場合」とは、海上保安庁のみでは海賊行為に対処することができない場合、または著しく困難な場合のことでありま

す。また、防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を受けようとするときには、海上保安庁など関係行政機関の長と協議をして、海賊対処行動の必要性、派遣規模、活動区域などについて定めた対処要項を作成することといたしております。これにより、派遣する自衛隊の部隊の規模、活動区域などが適切に定められることとなります。

最後に、自衛隊が人を殺傷することになるではないかとお尋ねがありました。

海賊への対処につきましては、警察官職務執行法第七条では対応できないことがあり得るため、本法では、新たに、停船のために武器を使用することができ旨、規定をいたしております。

個別具体的状況における武器の使用につきまし

ては、海上保安庁及び防衛省において作成される具体的かつ詳細な武器使用基準に照らして適切に判断されるものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣中曽根弘文君登壇〕

○国務大臣(中曽根弘文君) ソマリア周辺における海賊問題の背景等につきお尋ねがございました。

ソマリアの海賊の起源を確定的に述べることは困難でございますけれども、国連の報告書等によりますと、御指摘のとおり、ソマリア領海内における外国船の違法操業や有害物質の不法投棄を受けて経済状況が悪化する中で、地元漁民により行われるようになったとの側面があるとされていま

す。他方、最近の海賊事案の多くは、このような性格のものから、人質の身の代金を目当てにした襲撃、乗っ取りへと変化したと認識をしております。その背景には、ソマリアの貧困問題や、法執行機関等の能力不足等があると考えられます。

政府といたしましては、自衛隊派遣による海賊対策とともに、これまで、ソマリア情勢の安定化、沿岸国の海上取り締まり能力の向上という両面での支援を行ってきております。今後とも、ソマリアの安定化や周辺国の取り締まり能力強化のために積極的に協力をしていく考えでございます。(拍手)

〔国務大臣浜田靖一君登壇〕

○国務大臣(浜田靖一君) 赤嶺議員にお答えいたします。まず、海上自衛隊の補給支援活動について、米

軍のソマリア空爆を支援しているのではないかとお尋ねがありました。

我が国としては、補給支援特措法のもと、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する各国艦船に対し補給を行うこととしております。

その際、補給の都度行う確認作業を通じて、我が国が補給する燃料が補給支援特措法の趣旨に沿って適切に使用されることをあらかじめ確認した上で補給を行っており、御質問のように、ソマリアの空爆を行う米軍に支援する目的で補給支援活動を行ったことはございません。

次に、海賊対処法案における自衛隊による海賊対処についてお尋ねがございました。

総理がお答えしましたとおり、本法案については、防衛大臣は、海上保安庁のみで海賊行為に対処することができない、または著しく困難であるとして「特別の必要がある場合」には、内閣総理大臣の承認を得て、海賊対処行動を命ずることができ旨定められております。

また、防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、海賊対処行動の必要性、派遣部隊の規模、活動区域等について定めた対処要項を作成することとされており、派遣部隊の規模や活動区域等を適切に定めた上で派遣を決定することになります。

次に、海賊対処法案による武器使用についてのお尋ねがございました。

総理がお答えしたとおり、ソマリア沖の海賊の実態を踏まえると、海賊が船舶で被害船舶へ接近するなどの行為については、その後の重大な危害の発生を回避するため、これをその段階で抑止する必要性が高く、警職法第七条第一号の規定をい

わば補完するものとして停船のための武器の使用を整備したものであります。

いずれにせよ、自衛隊の武器使用は、法令に従い、適切に行われることとなります。

最後に、海賊対処のためのP3Cの派遣についてお尋ねがございました。

ソマリア沖・アデン湾における日本関係船舶の護衛を効果的に実施するため、固定翼哨戒機P3Cを派遣し哨戒活動を実施することについて引き続き準備を進めているところでありますが、具体的な活動内容については検討中であります。

（拍手）

（国務大臣金子一義君登壇）
○国務大臣（金子一義君） 赤嶺議員から、ソマリアと周辺国の海上警察力を強化するための技術援助、財政援助を行うべきとの御質問がありました。

昨年、イエメンの沿岸警備隊職員等を、JICA、海上犯罪取り締まり研修会に招聘いたしました。また、海上保安能力の向上を目指すイエメン政府からの要請を受けて、我が国は同国にODA調査員を派遣することとしておりますが、海上保安庁からもこの調査団に職員を派遣するなどして協力することとしております。

海上保安庁としては、今後も、国連やIMOにおいて地域的な連携協力体制を構築する動きも踏まえつつ、東南アジア海域の海賊対策で培った知見を生かし、ソマリア周辺諸国の海上法執行能力の向上支援等の分野において、可能な範囲で積極的に対応していくこととしております。

以上であります。（拍手）

○議長（河野洋平君） 阿部知子君。

（阿部知子君登壇）

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

ただいま議題となりました政府提出の海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について、社会民主党・市民連合を代表して質問いたします。（拍手）

冒頭、私どもは、ソマリア沖・アデン湾近辺でこの間多発している海賊事案を深く憂慮し、海の平和と海運関係者の安全を心から願うものです。さて、最初の質問ですが、なぜ今新法なのかという問題です。

ソマリア沖の海賊事件は二〇〇五年以降増加し、〇七年前半には、海賊の多発によって国連の支援助物資の輸送が危機に陥りました。同年末には、日本企業が運航するタンカーが襲撃されております。同年十一月には国際海事機関の決議が、〇八年六月以降は、国連安保理の累次にわたる決議が行われています。こうした国際社会の懸念を十分に国会で論議することなく、突如としてこのたびの自衛隊の出動という事態になるというのは、余りにも唐突であります。

加えて、海上警備行動の領域を拡大解釈の上、自衛隊派遣をまず既成事実化し、さらに新法の成立を急ぐ理由は、国民には全く説明がされておられません。今なぜ海賊対処法なのか、いきなりの自衛隊派遣なのか、総理大臣にまずお伺いいたします。

次に、我が国が行うべき海賊対策についてお尋ねいたします。

近年、世界の海賊の四、五割を占めていた東南アジア海域は、日本が積極的に推進したアジア海

賊対策地域協力協定、いわゆるReCAP等の着実な対策の成果もあって、二〇〇〇年の二百四十二件が〇八年には五十四件と、年々減少してまいりました。沿岸諸国の海上法執行能力向上のための専門家の派遣や研修、情報収集・提供機能を果たすセンターの設立、訓練実施、巡視船の提供など、海上保安庁が中心になって取り組んできた海賊対策は、大きな成果を上げて、国際的にも高く評価されてきたのではないのでしょうか。

一方、今回のソマリア沖事案では、各国軍隊が対応することで、むしろ周辺諸国の連携に支障が生じ始めています。その意味でも、海賊対策として日本が果たすべき役割、日本に求められている役割は、海洋国家日本のノウハウを生かしたこれまでの海上保安活動のさらなる強化ではないかと考えますが、外務大臣、いかがですか。

最後に、海上保安庁の問題について質問いたします。

本法案において、海賊行為への対処は海上保安庁の責任としながら、実質的には、直ちに自衛隊による海賊対処行動の発令につながる構造となっています。海上保安庁としての具体的な取り組み以前に、防衛大臣が特別の必要があるとして海賊対処行動に踏み出すのであれば、海上保安庁が第一義的に海賊対策の取り組みを行うことにはなりません。

今回の海上警備行動発令の際も、総合的に勘案した結果、海上保安庁による対処は困難として直ちに自衛隊が派遣されましたが、本当に海上保安庁による対処が困難なのか、真剣に検討したようには到底見えません。まして、自衛隊派遣によって治安警察行動と軍事活動の境界があいまいにな

ることは、海上保安庁にとっても大きなマイナスだと思ひます。

防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を発令する際、この判断に国土交通大臣はどのように携わるのか。今回の海上警備行動の発令に際しても、海上保安庁の能力をどのように評価し、対処不能という判断にどのように携わったのか。国土交通大臣に御質問いたします。

社民党は、海賊に対処するために日本に求められる役割は、拙速な自衛艦の派遣ではなく、海洋国家としてのノウハウを生かしたソフトパワーの国際協力であると考えます。

また、本質的には、ソマリア問題を解決し、ソマリアに実効的な統治体制をつくることが不可欠です。国際社会による政治的な解決を支えながら、貧困や差別、暴力の蔓延を防ぐための活動に積極的に取り組む必要があります。

日本が海賊の根絶のために果たすべき役割、平和国家としての理念に即した役割が他にあるということを強く申し上げて、私の質問とさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 阿部議員の質問にお答えをさせていただきます。

本法案の必要性についてのお尋ねでありました。

海賊行為は、海上輸送の安全確保という日本の国益を脅かしております死活的な問題だと考えております。特に、ソマリア沖の海賊は、日本を含め国際社会への脅威であり、緊急に対応すべき課題とも考えます。

日本国民の生命財産の保護は、政府の最も重要な責務の一つであり、新法整備までの応急措置としての海上警備行動に加えて、海賊行為へ適切かつ効果的に対処するための法律を整備するということは、喫緊の課題と考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣より答弁させます。(拍手)

〔国務大臣中曾根弘文君登壇〕

○国務大臣(中曾根弘文君) 海賊対策として日本が果たすべき役割についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、我が国が作成を主導いたしましたアジア海賊対策地域協力協定、ReCAPでございしますが、これは、アジア地域における海賊事案に有効に対処する上で極めて重要な役割を果たしております。

我が国といたしましては、こうした経験などを踏まえまして、今後も海賊対策に努力していく考えでございますが、他方、海賊行為は、凶悪な犯罪行為でございます。昨年、実際に日本人が人質にとられた事案が発生したことなどにかんがみましても、こうした取り組みとあわせて、当面の措置としての海上警備行動に加え、海賊行為への適切かつ効果的な対処について法整備することは、喫緊の課題と考えております。(拍手)

〔国務大臣金子一義君登壇〕

○国務大臣(金子一義君) 阿部議員にお答えいたします。

海上保安庁の対処能力の限界についてお尋ねがありました。

一般的に、海上保安庁の対処能力については、一律に限界が定まっているわけではなく、個別具體の事案について、その内容、発生場所などを総合的に勘案して、対処可能か否かを判断することとなります。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として海上保安庁の巡視艇を派遣することは、日本からの距離、海賊が所持する武器、各国海軍の軍艦等が対応していることを総合的に勘案すると、現状において、困難と判断したところであります。

この判断に当たりましては、海上保安庁の長官から、ソマリア沖の海賊の現状、各国の対応、海上保安庁としての考え方などについて逐次報告をもらい、最終的に巡視艇の派遣は困難と判断したものであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 下地幹郎君。

〔下地幹郎君登壇〕

○下地幹郎君 下地幹郎です。

私は、国民新党・大地・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

この法案は、一九九四年に発効し、我が国においても一九九六年に効力を生じた、海の憲法とも言われる海洋に関する国際連合条約の国内法の整備を図るものであると考えております。

同条約の百条には、「すべての国は、最大限に可能な範囲で、「海賊行為の抑止に協力する。」とされており、これまで海賊行為の処罰について何ら規定のなかった我が国において、本法案で海賊罪を定め、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処することは非常に重要なことであると思ひます。

近年、特に、ソマリア沖を航行する貨物船やタンカー船など、船舶が海賊に襲撃される事件が多発し、二〇〇三年から〇八年の間、だけでも二百五十件以上の海賊事件が発生しており、こうした状況は、アデン湾を通過する年間二万隻、うち日本関係船舶二千隻の脅威となっているだけでなく、世界全体の社会の安定と経済の発展に大きな不安材料となっています。

このために、各国と力を合わせてアデン湾において海賊対策を行うことは、国際社会における我が国の役割であると思ひます。

しかしながら、これまでの国会審議で既に明らかのように、海賊対処については、法に定められた海上での犯罪に対処することから、警察活動として対処するというところであります。

また、国土交通大臣や防衛大臣のこれまでの国会答弁でも、海賊対策は第一義的には海上保安庁の責務であるという発言がありました。

ついでには、本法案の第五条に規定された、「海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法その他の法令の定めるところにより、海上保安庁がこれに必要な措置を実施するものとする。」としている条文は、海賊対処について、海上保安庁が第一義的に対処することを指していると理解してよいのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

政府は、海上保安庁が第一義的に対処することができず、海上警備行動を発令し、海上自衛隊が護衛艦二隻をもってアデン湾において任務を遂行している要因を次のように説明しております。

一つには、海上保安庁の巡視船が、海賊が使用する武器に対応できないこと。二つ目には、アデン湾が地理的に日本から大きく離れていること。

三つ目には、各国が海軍で対応していること。

海上保安庁が第一義的に任務を遂行できないという現状を解決するためには、新たな整備を行い、今後、海上保安庁が海賊対策を行えるようにしなければなりません。

そのためには、海賊対策を行えるような巡視船を二隻から三隻建造する必要があります。海上保安庁にその予算措置を行わなければ、いつまでも海上自衛隊が海賊対処を行わなければならないということになってしまいます。

一義的に海上保安庁というならば、なぜ、二十一年度の予算においても今回の補正予算においても新たな巡視船建造の予算要求を行わないのか、国土交通大臣の答弁をいただきたい。

そして、海上保安庁が巡視船を建造する間だけ海上自衛隊が海賊対処行動を行うということであれば理解できます。

国際社会に対して日本が貢献するためにも本法の整備は必要であると考えておりますが、海賊対策は第一義的には海上保安庁ということに対して何ら改善を行う予算措置もせず、今回の法律のみを成立させるということは、国民から疑問を持たれることになります。

これからも、事実上、海賊対策は海上自衛隊にしかできないというならば、目的をはっきりさせ、特別措置法として、きちんと自衛隊が対処をするを法律で明記し、国会承認を経た上で派遣するべきであると考えておりますが、そのことについて総理のお考えをお聞かせください。

今月四日と十二日、二回、海上自衛隊は、アデン湾において、海賊に襲撃されてSOSを出して

いる外国船舶の救助を行いました。

しかし、現在の法律、海上警備行動のもとでは、本来、外国船舶は警護できないとされていて、やむを得ない措置とはいえ、やはり現行法のもとで自衛隊を派遣することには無理があったと思われる。自衛隊を派遣するならば、あらゆるケースを想定した上で、適切に任務が遂行できるような法整備をした上で行うべきであります。

そのためには、本法律案を早急に成立させ、アデン湾で任務に励んでいる海上自衛官のためにも、今後海賊対処行動を行うべき海上保安庁の強化のためにも、また国際社会における日本の信頼のためにも、そして日本経済の安定のためにも、与野党協議をしっかりと行い、政府が修正に前向きであることが重要であると思います。

そのことについて総理のお考えをお聞かせいただき、私の質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕

○内閣総理大臣（麻生太郎君） 下地議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、恒久法とすることの是非についてのお尋ねがあつておりました。

本法案は、特定の海域などにおける海賊対処を想定したものではなく、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処について一般的に定めるものでありまして、特別措置法が適当とは考えておりません。

また、自衛隊による対処につきましては、現行の自衛隊法による海上警備行動と同様の仕組みとしたものであります。海賊行為への対処は、警察

行動であることから、当然に国会の承認が必要となるものではないというように理解をいたしております。

政府案の修正についてのお尋ねがありました。政府としては、船主協会など関係団体等の御意見及び与党プロジェクトチームの御意見を踏まえ、法案を取りまとめ、国会に提出をさせていただいたところであります。

法案の修正につきましては、具体的な提案をいまだ受けていない段階でお答えすることは適当でないと考えております。（拍手）

〔国務大臣金子一義君登壇〕

○国務大臣（金子一義君） 下地議員にお答えいたします。

海賊対処法第五条の規定についての趣旨であります。

海賊行為は、海上における犯罪行為となるため、海賊行為への対処は、第一義的には海上の法執行機関である海上保安庁の責務であります。海賊対処法第五条は、その趣旨を明確にするための規定であります。

新たな海賊対処の任務も遂行できる巡視船の建造の必要性についてお尋ねがありました。

ソマリア沖海賊への対処を目的として、直ちに「しきしま」級巡視船を建造することについては、その建造に長い期間と多額の費用が要されること、これらの巡視船の活動が可能になった時期にはソマリア沖海賊が鎮静化している可能性があること、現在自衛隊の艦船が派遣されていること等から、政府全体の結論として、現時点においては考えておりません。

海上保安庁として、昭和五十年代に集中的に整備されました巡視船艇、航空機が大量に耐用年数を超えているため、我が国周辺海域を任務とするこれら巡視船艇等の緊急代替整備に最優先で現在取り組んでいるところでありまして、引き続き、その推進に努めてまいります。

また、このたび、海賊対処法案において海上保安庁の責務が改めて明確にされたことも踏まえまして、遠方海域における重大事案の対処のあり方について検討してまいりたいと思っております。

以上であります。（拍手）

○議長（河野洋平君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（河野洋平君） 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	麻生 太郎君
外務大臣	中曽根弘文君
財務大臣	与謝野 馨君
国土交通大臣	金子 一義君
国務大臣	浜田 靖一君
防衛大臣	
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	松本 純君
国土交通副大臣	加納 時男君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る九日、駒崎事務総長から白井裁判官訴追委員会委員長及び小幡参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員

安住 淳君(河村たかし君の補欠)

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

一、去る十日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第二二四号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十一年四月十日(金)午後六時三十分羽田空港発、四月十二日(日)午後十一時五十五分同空港着の予定で、タイ王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 今井 宏君 補欠 盛山 正仁君
谷 公一君 松本 洋平君
小平 忠正君 松野 頼久君

松本 洋平君 谷 公一君
盛山 正仁君 今井 宏君
松野 頼久君 小平 忠正君

農林水産委員

辞任 伊藤 忠彦君 補欠 安井潤一郎君
丹羽 秀樹君 西本 勝子君
小平 忠正君 岡本 充功君
西本 勝子君 関 芳弘君
関 芳弘君 丹羽 秀樹君
安井潤一郎君 伊藤 忠彦君
岡本 充功君 小平 忠正君

環境委員

辞任 田名部匡代君 補欠 川内 博史君
川内 博史君 田名部匡代君

議院運営委員

辞任 あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君
伊藤 涉君 高木美智代君
浮島 敏男君 あかま二郎君
高木美智代君 伊藤 涉君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 赤澤 亮正君 補欠 盛山 正仁君
大塚 拓君 平 将明君
岡本 芳郎君 若宮 健嗣君
中森ふくよ君 西本 勝子君
市村浩一郎君 三谷 光男君
楠田 大蔵君 柚木 道義君

外務委員

辞任 猪口 邦子君 補欠 橋本 岳君
小野 次郎君 安井潤一郎君
柴山 昌彦君 広津 素子君
鈴木 馨祐君 安次富 修君
原田 義昭君 菅原 一秀君
山内 康一君 若宮 健嗣君
田中眞紀子君 松本 謙公君
松原 仁君 平岡 秀夫君
笠井 亮君 赤嶺 政賢君
広津 素子君 井澤 京子君
安次富 修君 鈴木 馨祐君
井澤 京子君 柴山 昌彦君
橋本 岳君 猪口 邦子君
平岡 秀夫君 松原 仁君
赤嶺 政賢君 笠井 亮君
菅原 一秀君 原田 義昭君
安井潤一郎君 小野 次郎君
若宮 健嗣君 山内 康一君
松本 謙公君 田中眞紀子君

森本 哲生君
大塚 拓君
中森ふくよ君
赤澤 亮正君
岡本 芳郎君
市村浩一郎君
佐々木隆博君
楠田 大蔵君

厚生労働委員

辞任 木原 誠二君 補欠 広津 素子君

国土交通委員

辞任 岡部 英明君 補欠 木挽 司君
島村 宜伸君 とかしきなおみ君
杉田 元司君 新井 悦二君
藤井 勇治君 木原 誠二君
松本 文明君 土屋 正忠君
吉田六左門君 安井潤一郎君
亀井 静香君 糸川 正晃君
新井 悦二君 杉田 元司君
木原 誠二君 藤井 勇治君
岡部 英明君 松本 文明君
島村 宜伸君 吉田六左門君
とかしきなおみ君 亀井 静香君

上野賢一郎君
安井潤一郎君
小宮山泰子君
高山 智司君
逢坂 誠二君
萩原 誠司君
木原 誠二君
林 潤君
岡本 充功君
三井 辨雄君

環境委員

辞任 中川 泰宏君 補欠 杉村 太蔵君
杉村 太蔵君 中川 泰宏君

萩原 誠司君
林 潤君
岡本 充功君
三井 辨雄君
小宮山泰子君
高山 智司君
逢坂 誠二君
萩原 誠司君
木原 誠二君
林 潤君
岡本 充功君
三井 辨雄君

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
決算行政監視委員

辞任 補欠

赤城 徳彦君	北川 知克君
石原 伸晃君	木村 勉君
棚橋 泰文君	越智 隆雄君
中川 昭一君	松本 洋平君
松本 龍君	笠 浩史君
漆原 良夫君	遠藤 乙彦君
越智 隆雄君	棚橋 泰文君
木村 勉君	石原 伸晃君
北川 知克君	赤城 徳彦君
松本 洋平君	中川 昭一君
笠 浩史君	松本 龍君
遠藤 乙彦君	漆原 良夫君

(議案提出)

一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

両議院の同意に係る国家公務員等の職務継続規定の整備に関する法律案(佐田玄一郎君外五名提出)

(議案受領)

一、去る十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
歯の健康の保持の推進に関する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号) 総務委員会 付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 経済産業委員会 付託

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号) 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

両議院の同意に係る国家公務員等の職務継続規定の整備に関する法律案(佐田玄一郎君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

(予備的調査報告書写し受領)

一、去る十日、厚生労働委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

年金記録問題の実態等に関する予備的調査長妻昭君外百十一名提出、平成二十年衆予調第九号)についての報告書

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する再質問主意書(滝実君提出)

北朝鮮からの「飛翔体」発射時刻情報に関する質問主意書(辻元清美君提出)

農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の隠蔽等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する第三回質問主意書

(鈴木宗男君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

医療材料の国内外価格差等に関する質問主意書(江田憲司君提出)

平成二十一年度補正予算を編成するにあたっての財政政策に関する質問主意書(岡本充功君提出)

北朝鮮のミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書(岡本充功君提出)

広報予算と選挙の関係等に関する質問主意書(保坂展人君提出)

刑務官、検察官等に係る政府予算等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省におけるワインの購入等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

本年三月七日の自由民主党総裁という立場での麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出行政並びに公人の定義についての経済産業省の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出本年三月七日の麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出E.T.C搭載車への高速道路料金引き下げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員篠原孝君提出公共事業の個所付け情報に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出介護福祉士試験の受験要件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活動への妨害行為に対する政府の対策に関する質問に対する答弁書

平成二十一年三月三十一日提出
質問 第一一六一号

行政並びに公人の定義についての経済産業省の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

行政並びに公人の定義についての経済産業省の認識等に関する質問主意書
一 行政の定義に関する経済産業省の認識如何。
二 経済産業行政の定義に関する経産省の認識如何。

三 二階俊博経済産業大臣は毎週二度、経産省内で記者会見(以下、「記者会見」という。)を行っていることを承知するが、「記者会見」はどのような意義を有しているか。

四 「記者会見」において、二階大臣に対し報道各社の記者が質問をするに当たり、事前に質問内容を経産省側に通告することは義務づけられているか。また、質問する内容の範囲に関し、例えば二で定義付けした経済産業行政の範囲を超えないこと等の制限は課せられるか。

五 過去の「記者会見」において、これまで二階大臣は、二で定義付けした経済産業行政と関係のない質問を受けたことはあるか。また、当該質問に対し、二で定義付けした経済産業行政と関係がないとして、回答することを拒否したことはあるか。

六 経産省において、「記者会見」の内容を同省HPに掲載していると承知するが、同省において右を行っている理由は何か説明されたい。
七 過去に経産省において、「記者会見」の内容が同省HPに掲載されなかった、または一部のみが掲載されたという事例はあるか。

八 七で、あるのなら、それはなぜか。

九 本年三月三十一日、「記者会見」における二階大臣の西松建設からの政治献金関連のやりとりについては、経産省のHPに同月六日以降掲載していないことが明らかになったと新聞各紙は報道しているが、同省においてその様な措置をとっている意図は何か説明されたい。

十 九の措置は、経産省において誰の発案により、誰が最終的に決定を下してなされたものか説明されたい。

十一 新聞報道によると、経産省広報室は「HPは経産省行政を国民に知らせるためのもの。同建設問題は関連がないと判断して割愛した」と説明していると承知するが、同省が、二階大臣の西松建設からの政治献金問題は二で定義付けした経済産業行政と関連がないと考える根拠を示されたい。

十二 公人の定義に関する経産省の認識如何。

十三 二階大臣は公人であると考え、経産省の認識如何。

十四 二階大臣は公人として「記者会見」に臨んでいると承知するが、経産省の認識如何。

十五 「記者会見」における内容は全て正確に国民に説明する義務を経産省は負っていると考えるが、同省の見解如何。

十六 経産省が九の措置をとったことは、国民に対する説明責任を果たすという観点から不適切であり、西松建設からの政治献金に関して、二階大臣として国民に説明ができない、何か不都合な点があるとの疑念を国民に抱かせかねないものであると考えるが、二階大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第二六一号
平成二十一年四月十日

衆議院議員 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出行政並びに公人の定義についての経済産業省の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出行政並びに公人の定義についての経済産業省の認識等に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について
二階経済産業大臣は、原則として、閣議後に定例記者会見(以下単に「記者会見」という。)を行っている。過去の記者会見において、二階経済産業大臣は、経済産業行政には関連しない質問を受けたことがあると承知しているが、そうした質問に対し、回答することを拒否したことはないことを承知している。なお、行政とは、一般に、「立法・司法以外の統治または国政作用の総称。(出典 広辞苑)」を意味するものとされ

ており、経済産業行政とは、行政のうち経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第三条に規定する任務及び同法第四条に規定する所掌事務に係るものと認識している。
三及び十五について
記者会見は、報道機関各社との合意の下、慣例として行っているものであり、経済産業省がその内容を逐一国民に説明する義務は負っていない。

四について
記者会見において二階経済産業大臣に対し報

道機関各社の記者が質問をするに当たり、事前に質問内容を経済産業省側に通告することは義務付けられていない。また、質問する内容の範囲に限り、制限は課せられていない。

六について
経済産業省においては、経済産業行政に関連する情報を広報する観点から、記者会見の概要を同省のホームページに掲載している。

七及び八について
お尋ねのような事例については調査しておらず、新たに調査すると作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

九から十一までについて
経済産業省のホームページには、経済産業行政に関連する情報を掲載しているが、記者会見における二階経済産業大臣の政治資金に関するやりとりについては、二階経済産業大臣の政治家としての活動に関するものであり、経済産業省として、経済産業行政との関連がないと判断し、政治資金に関する質問があったことを明確に記載しつつ、そのやりとりの内容についてはその旨断つた上で割愛したものである。

十二から十四までについて
二階経済産業大臣は、経済産業大臣として記者会見に臨んでいると認識している。なお、公人とは、一般に、「公職にある人」(出典 広辞苑)を意味するものとされており、二階経済産業大臣は、公人に該当するものと認識している。

十六について
今回の政治資金に関するやりとりは、報道機関各社の記者が参加する記者会見で行われたも

のであり、その内容を逐一ホームページに掲載しなかったことによつて国民に疑念を抱かせるものとは考えていない。

平成二十一年三月三十一日提出
質問 第一一六 二 号

二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する質問主意書

本年三月三十一日付の北海道新聞四面に、「領土問題の回答 ロシアは示さず 首脳会談で見通し」との見出しで、外務省幹部が同月三十日、四月に英国のロンドンで開かれる金融サミットの際に行われる日口首脳会談以下、「四月の首脳会談」という。において、十分な時間がとれないことから、二月にサハリンで行われた首脳会談(以下、「二月の首脳会談」という。)で麻生太郎内閣総理大臣が、次の会談までにロシア側に求めている、北方領土の帰属に関するロシア側の具体的回答は得られないだろうとの旨述べたと報じる記事(以下、「道新記事」という。)が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 「道新記事」を外務省は承知しているか。

二 「道新記事」にある外務省幹部とは誰か。

三 「四月の首脳会談」において北方領土問題はどのように扱われる見通しであるのか説明されたい。

四 本年二月十九日の衆議院予算委員会において麻生総理は「こちらで誠意を示して言っているのだから、そちらも次にお目にかかるまでにきちんとした答えというものを、周辺の話とはともかくとして、帰属問題、これに関する答えというものをそれなりに示していただければ」という話が、提案といえれば提案であります。」と、「二月の首脳会談」に際して、ロシアのメドベージェフ大統領に対し、次の会談までに北方領土の帰属に関する具体的回答を示してほしい旨述べたと発言していたが、政府、特に外務省として、「二月の首脳会談」以降、次の会談においてロシア側より北方領土の帰属に関する具体的回答を得るべく、ロシア側に対してどのような働きかけをしてきたのか説明されたい。

五 外務省として、二の外務省幹部が述べた、「四月の首脳会談」においてロシア側より北方領土の帰属に関する具体的回答は得られないとの認識と同様の認識を有しているか。

六 五で、外務省としても「四月の首脳会談」においてロシア側より北方領土の帰属に関する具体的回答は得られないとの認識を有しているのなら、その様な経緯を辿ることになってしまう原因は一体何であるのか、外務省の説明を求めらる。

七 「四月の首脳会談」においてロシア側より北方領土の帰属に関する具体的回答を得られないことは、北方領土交渉の後退を意味するか。外務省の見解如何。

内閣衆質一七一第二六二号
平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知している。

二について

外務省として承知していない。

三及び五から七までについて

ロンドンにおける金融・世界経済に関する首脳会合の際には、双方の日程の調整がつかなかったため、日露首脳会談は行われなかったものであり、それ以上の意味合いはないものと認識している。

四について

ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉(以下「交渉」という。)の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年三月三十一日提出
質 問 第一一六三 号

我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する再質問主意書

本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。右の事件（以下、「西松献金事件」という。）に関し小沢代表が「異常な手法」と、自身の秘書を逮捕するという検察のやり方を批判していることについて、同月二十一日付の新聞報道によると、与謝野馨財務大臣は前日の二十日、民間テレビ局の番組収録において、「日本の刑事訴訟手続きは世界で一番民主的で透明性が高い。日本の刑事司法に対する信頼性に、もう少し理解を進められたいのではないのか」との苦言を呈したとのことである。右と前回回答弁書（内閣衆質一七一第二三九号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、ある刑事事件に係る刑事訴訟の手續きに関して閣僚が言及することは適當であるかと問うたところ、「前回回答弁書」では「お尋ねのある刑事事件に係る刑事訴訟の手續きに関して閣僚が言及すること」の意味するところが明らかでないため、お答えする。〔ある刑事事件に係る刑事訴訟の手續きに関して閣僚が言及すること〕の意味とは、与謝

野大臣が「西松献金事件」という個別具体的な刑事事件に係る刑事訴訟の手續きの善し悪しについて言及することである。現職の閣僚が、現在捜査が進められている「西松献金事件」に係る刑事訴訟の手續きの善し悪しについて言及することは適切か。麻生太郎内閣総理大臣の見解を再度問う。

二 前回質問主意書で、前文で触れた与謝野大臣の発言（以下、「与謝野発言」という。）は財務大臣としての公式の見解か、「与謝野発言」に対する麻生総理の見解如何、麻生総理としても「与謝野発言」と同様の認識を有しているか、「与謝野発言」は麻生内閣としての公式見解か等と問うたところ、「前回回答弁書」では「御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない」との答弁がなされているが、当方は、与謝野大臣の任命権者である麻生総理の見解を問うておられるのであり、右の点につき、麻生総理の見解を再度問う。

三 「与謝野発言」にある「民主的」並びに「透明性が高い」の定義に関する「与謝野大臣の認識如何。」「前回回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、与謝野大臣本人の答弁を再度求める。

四 一般に、国務大臣は三百六十五日二十四時間、常に国務大臣としての責務を負い、自身の認識、意図は別として、テレビ等の公の場で行った発言は、常に国務大臣としての発言と捉えられる立場にあると考えるが、麻生総理の見解如何。

五 「与謝野発言」にある様に、与謝野大臣は何をもって我が国の刑事訴訟手續きが最も民主的か

つ透明性が高いと認識しているのか、その具體的根拠を示されたか。」「前回回答弁書」では「御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない」との答弁がなされているが、当方は政府ではなく、与謝野大臣本人の認識を問うておられるところ、与謝野大臣本人の答弁を再度求める。

六 前回質問主意書で、与謝野大臣は、検察による容疑者への取り調べ、または将来参考人や証人となる人物に対する聴取の実態を正確に把握しているかと問うたところ、「前回回答弁書」では「与謝野財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融、経済財政政策）」は、お尋ねの取調べや聴取の実態について把握する立場にはない」との答弁がなされている。与謝野大臣は、検察による容疑者への取り調べ、または将来参考人や証人となる人物に対する聴取の実態を正確に把握していないのにも関わらず、なぜ「与謝野発言」を行ったのか。与謝野大臣本人の答弁を求める。

七 与謝野大臣が、検察による容疑者への取り調べ、または将来参考人や証人となる人物に対する聴取の実態を正確に把握せずして「与謝野発言」を行ったのは、それが与謝野大臣自身としては政治家個人としての認識の下、行ったものとしても、テレビを観る視聴者始め国民は国務大臣としての発言と受け取るのではないかと。与謝野大臣の見解如何。

八 「与謝野発言」は根拠に欠けるという点で不適切であったのではないかと。与謝野大臣の任命権者である麻生総理の見解如何。

九 「前回回答弁書」では「我が国の刑事訴訟手續については、公共の福祉の維持と個人の基本的人

権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適性かつ迅速に適用実現することができるよう、令状主義を始めとする厳格な手續が法定されているところである。」との答弁がなされているが、政府として、我が国の刑事訴訟手續きについて右の様な認識を有する具體的根拠を明らかにされたい。

内閣衆質一七一第二六三号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手續きについて述べた財務大臣の発言等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手續きについて述べた財務大臣の発言等に関する再質問に対する答弁書

一から八までについて

御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。なお、国務大臣の地位にある者が、国務大臣としてではなく一政治家その他の個人としての立場からテレビ等の公の場で見解を述べることは当然にあり得る。

九について

日本国憲法第三十一条、第三十三条及び第三十五条並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第一条等である。

平成二十一年三月三十一日提出
質問 第一一六四号

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する質問主意書

本年三月三十一日付の朝日新聞四面に、

「北朝鮮が予告する『人工衛星』が発射された場合について、政府筋が三十日、『ミサイルが飛ぶのは高すぎてそもそも見えないから、国民からすると何が起きているかわからない』と述べたうえ、『見えたらおもしろいけど』と記者団に語っていたことがわかった。同席した政府関係者によると、ミサイルをゴルフボールに例え、『そっち行ったらファー』（コースからそれて飛んでいくボールに注意するように呼びかける掛け声）っていう感じだ」とも述べたという。

この政府筋は二十三日、ミサイル迎撃について『鉄砲をバーンと撃った時にこつちからも鉄砲でバーンと撃って（弾と弾が）当たるか。当たらないと思う』と発言している。」

また同日付の毎日新聞五面には、

「政府高官は三十日、北朝鮮がミサイルの発射を準備していることに関し『ミサイルが飛んでいるのが見えたら面白いな。見えたらファー（打球の飛ぶ方向にいるプレーヤーや観客に警告するかけ声）』って言うのにな」と語った。ミサイルをゴルフボールに例えての表現で、不適切との指摘が出そうだ。

この高官は以前もミサイル防衛(MD)について、『撃つても当たるわけがない』と発言し、批判を受けたことがある。」

と、政府筋・政府高官が、北朝鮮が本年四月四日から八日までの間に、長距離弾道ミサイルである試験通信衛星光明星二号を打ち上げるとしていることに関し、ミサイル発射をゴルフに例えるかの様な発言（以下、「発言」という。）を同月三十日にしたと報じる記事が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 「発言」を行った政府筋・政府高官とは誰か、政府として把握しているか。

二 「発言」を行った政府高官とは、鴻池祥肇内閣官房副長官か。

三 「発言」に対する中曽根弘文外務大臣の見解如何。

四 「発言」に対する浜田靖一防衛大臣の見解如何。

五 「発言」に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解如何。

六 「発言」は、国民の生命、財産の存亡を脅かす北朝鮮によるミサイル発射を冗談めかしたもので、政府高官としての緊張感の欠如を表す極めて不謹慎なものであると考える。また今回「発言」を行った一の政府筋・政府高官は、以前にも我が国のミサイル防衛について「撃つても当たるわけがない」と、我が国の防衛に対する信頼性を貶め、いたずらに国民の不安を煽る、軽率な発言をしている。麻生総理として、一の者に対しどの様な処分を下す考えているのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二六四号
平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する質問に対する答弁書
一 から六までについて

政府としては、御指摘の新聞記事については承知しているが、その事実関係の有無については申し上げる立場にはない。いずれにせよ、政府としては、今後も、国家としての緊急事態に、適切、かつ、迅速に対応がとれるよう、万全の態勢をとってまいりたい。

平成二十一年四月一日提出
質問 第一一六五号

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する再質問主意書

本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。森英介法務

大臣は同月十一日の衆議院法務委員会において、右の事件に関連し、民主党幹部が「国策捜査」である等、批判していることについて「個別の事件捜査や処理について検察を指揮することは毛頭考えていない」、「国策捜査は法令上の用語ではなく、あいまいな表現で様々な発言がされていることは心外だ。検察当局が何らかの意図を持って捜査することはありえない」旨発言していると承知する。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二四〇号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。」との答弁がなされているが、右は森大臣本人による答弁か。

二 森大臣が一の答弁にある様に、検察の捜査の在り方が常に法と証拠に基づいた、厳正公平・不偏不党で適切なものであると認識している具体的根拠を示されたい。

三 平成十四年六月に逮捕された当方を取り調べた、当時の谷川宏太東京地方検察庁特別捜査部副部長は、取り調べの際、「世論に押されてやりました。マスコミに出たもので何ひとつ事件にすることができませんでした。しかし、それが捜査というものです」との旨話していた。また、「始めから鈴木ありきの国策捜査ではないか」との当方の問いに対して、「権力を背景にしてやっておりますので、そう受け止められればその通りです」との旨答えていた。右の谷川氏の発言を記録した文書はないが、当方の記憶から、谷川氏がこの様な発言をしたことは確かな事実であるところ、前回質問主意書で、谷川

氏に直接確認を行った上で右の発言に対する森大臣の見解を明らかにすることを求めたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。右の当方の問いについて、検察庁として谷川氏に確認を行っているか。

四 三で、行っていないのなら、それはなぜか。五 前回質問主意書で、本年三月二十一日付の毎日新聞夕刊一面に掲載されている、「西松献金事件 捜査大詰め 世論次第の『国策』批判」との見出しの記事(以下、「毎日記事一」という。)に「にわかに『国策捜査』が注目されるようになったのは、鈴木宗男衆院議員の『側近』で外務省休職中の佐藤優・元主任分析官の著書『国家の罟』(〇五年発刊)によるところが大きい。その中で、担当検事は『これは鈴木宗男を狙った国策捜査』と告げたとされる。当時の検察幹部によると、実際にこうしたやりとりがあったという。

鈴木議員は〇二年、いわゆるムネオハウス問題が浮上して証人喚問などで疑惑のデパートと呼ばれた。当時の検察幹部は「国会であれだけ騒ぎになって検察が知らないふりはできない」と振り返る。佐藤元分析官は国策捜査を「国家が『自己保存の本能』に基づいて(中略)初めから特定の人物を断罪することを想定した上で捜査が始まる」と定義。「との記述があることに触れ、右記述にある様に、検察として、ある事案に関する世論のあり方を、捜査に踏み切る判断基準にするという事実はあるかと問うたところ、一の答弁がなされている。検察として、一般にある事案の捜査に踏み切る際、それに係る世論のあり方を考慮することは一切ないのか。

六 例えば、三で挙げた当方と谷川氏とのやり取りについては、二〇〇六年一月一日に講談社より発行された拙著『闇権力の執行人』の三百八頁に書かれており、既に広く世間に広まっているものと思料する。更に、二〇〇五年三月二十五日に新潮社より発行された、起訴休職外務事務官の佐藤優氏の著書『国家の罟』の二百八十七頁から二百八十八頁にかけて、

「これは国策捜査なんだから。あなたが捕まった理由は簡単。あなたと鈴木宗男をつなげる事件を作るため。国策捜査は『時代のけじめ』をつけるために必要なんです。時代を転換するために、何か象徴的な事件を作り出して、それを断罪するのです」「見事僕はそれに当たってしまったわけだ」「そういうこと。運が悪かったとしかいえない」

「しかし、僕が悪運を引き寄せた面もある。今まで、普通に行われてきた、否、それよりも評価、奨励されてきた価値が、ある時点から逆転するわけか」「そういうこと。評価の基準が変わるんだ。何かハードルが下がってくるんだ」「僕からすると、事後法で裁かれている感じがする」「しかし、法律はもともとある。その適用基準が変わってくるんだ。特に政治家に対する国策捜査は近年驚くほどハードルが下がってきているんだ。一昔前ならば、鈴木さんが貰った数百万円程度なんか誰も問題にしなかった。しかし、特捜の僕たちも驚くほどのスピードで、ハードルが下がって

いくんだ。今や政治家に対しての適用基準の方が一般国民に対してよりも厳しくなっている。時代の変化としか言えない」

「一般国民の目線で判断するならば、それは結局、ワイドショーと週刊誌の論調で事件ができていくことになるよ」

「そういうことなのだと思う。それが今の日本の実態なんだよ」

と、佐藤氏と西村検事とのやり取りが鮮明に記述されている。佐藤氏の著書は多くの読者を獲得しており、一の答弁にある様に、検察庁として、ある刑事事件を「常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理している」とは言えないという印象を多くの国民は抱いていると考えるが、右につき森大臣はどのような見解を有しているか。

七 前回質問主意書で、本年三月二十二日付の毎日新聞二十九面に、「西松」献金 総選挙前の立件 検察OBも「なぜ?」以前は影響に配慮「金額も軽微」指摘との見出しの記事(以下、「毎日記事二」という。)に「特捜部の捜査は、選挙への影響を極力避けてきた歴史がある。典型的なのが〇〇年六月の中尾栄一元建設相の事件。六月二十五日の衆院選投票開票日を待ち、五日後の同月三十日に受託収賄容疑で逮捕した」との記述があることに触れ、警察庁、特に東京地検特捜部として、これまでである刑事事件が衆議院議員総選挙に与える影響を考慮し、選挙前の捜査を避けてきたという事実はあるかと問うたところ、一の答弁がなされている。検察として、一般にある事案に対する捜査が行われた場合、それが衆議院議員総選挙に影響を及

ぼすことをおそれ、選挙前には捜査を行うことを差し控えるということは一切ないのか。再度明確な答弁を求める。

八 五と七で、検察としてその様なことは一切なく、一の答弁にある様にあくまで「常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理している」のならば、「毎日記事一」及び「毎日記事二」、更には六で触れた「闇権力の執行人」並びに『国家の罟』の内容は真実を反映していない、適切さを欠くものであることになるが、森大臣の見解如何。

九 検察庁、または法務省として、「毎日記事一」及び「毎日記事二」、更には六で触れた「闇権力の執行人」並びに『国家の罟』の内容が真実を反映していないことにつき、毎日新聞社、講談社並びに新潮社に対して何らかの意見を伝えていくか。

十 九で、伝えていくのなら、いつ、誰がどの様にして、毎日新聞社、講談社並びに新潮社側の誰に対してどの様な意見を伝えたのか、詳細に説明されたい。十一 九で、伝えていないのなら、それはなぜか説明されたい。右質問する。

内閣衆質一七一第二六五号

平成二十一年四月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策
捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関
する再質問に対する答弁書

一について

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十
四条において、質問主意書は、国会議員が内閣
に質問しようとするときに作成することとされ
ており、質問主意書に対する答弁書は、内閣に
おいて閣議決定したものである。

二について

刑事事件における検察の捜査・公判活動は、
令状主義や証拠裁判主義等を規定した刑事訴訟
法(昭和二十三年法律第三十一号)に基づき行
われている上、検察官は、検察庁法(昭和二十
二年法律第六十一号)に基づき、公益の代表者
として、刑事訴訟法を含む他の法令がその権限
に属させた事務を行っているものと承知してい
る。

三及び四について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機
関の活動内容に関する事柄であり、答弁を差し
控えない。

五から十一までについて

特定の書籍又は新聞における個別の記述につ
いて、政府として、答弁することは差し控える
が、前回答弁書(平成二十一年三月三十一日内
閣衆質一七二第二四〇号)二から七までについ
てで述べたとおり、一般論として申し上げれ
ば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正
公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理
しているものと承知している。

平成二十一年四月一日提出
質問 第二一六 六号

本年三月七日の麻生太郎内閣総理大臣による
沖縄県訪問に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

本年三月七日の麻生太郎内閣総理大臣によ
る沖縄県訪問に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七二第二四号)を踏
まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」では、本年三月七日、麻生太
郎内閣総理大臣は、内閣総理大臣としてでは
なく、自由民主党総裁として沖縄県を訪問(以
下、「訪問」という。)しており、「訪問」に際し
て、本年二月十七日に中曽根弘文外務大臣とヒ
ラリー・クリントン米國務長官との外相会談が
行われた際に署名がなされた、在沖縄米海兵
隊のグアム移転に係る協定(以下、「協定」とい
う。)等、在沖縄米海兵隊のグアム移転による再
編、またその一環としての普天間飛行場の代替
施設建設のあり方等、沖縄県における米軍基地
問題等について、政府職員より麻生総理に対し
て説明はなされていないことが明らかになって
いる。また、前回質問主意書で、例え「訪問」が
内閣総理大臣としてではなく自民党総裁として
行われたものであったとしても、麻生総理とし
て、「協定」はじめ在沖縄米海兵隊のグアム移転
による再編、またその一環としての普天間飛行
場の代替施設建設のあり方等、沖縄県における
米軍基地問題等に対する政府の取組への沖縄県
民の理解と協力を得たいと考えているのなら、
「訪問」に際しても麻生総理が普天間飛行場はじ
め在沖縄米軍基地の視察を行う、または、普天

間飛行場の代替施設建設のあり方等に関して地
元住民と対話する等の日程を設けるべきではな
かったのかと、政府ではなく、麻生総理の見解
を問うたが、「前回答弁書」では「御指摘の『訪
問』については、自由民主党総裁として行われ
たものであり、政府として、お尋ねについてお
答えする立場にない。』との答弁がなされてい
る。当方は右の点につき、政府の見解ではなく
麻生総理の見解を問うているのに、右の様に
「政府として、お尋ねについてお答えする立場
にない」との答弁がなされているのはなぜか。

を再度問う。
五 「訪問」に際し、四で挙げた様に地元沖縄県に
対する配慮が十分に見られないという、麻生内
閣の心のなさが、支持率の低迷等、同内閣が支
持されない一因になっていると考えるが、麻生
総理の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七二第二六六号

平成二十一年四月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出本年三月七日の麻生
太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する第
三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出本年三月七日の
麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に
関する第三回質問に対する答弁書

一及び四について

質問主意書に対する答弁は、国会法(昭和二
十二年法律第七十九号)第七十五条第二項の規
定に基づき、内閣としてお答えするものである
が、御指摘の「訪問」については、内閣総理大臣
として行われたものではなく、自由民主党総裁
として行われたものであることから、政府とし
て先の答弁書(平成二十一年三月二十七日内閣
衆質一七二第二四四号)四及び七についてのと
おりお答えしたところである。

二、三及び五について

政府としては、普天間飛行場の代替施設への
移設を始めとする在日米軍の再編は、在日米軍

の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元
の負担の軽減を図るものであり、是非とも実現
しなければならぬものと考えており、これに
ついての沖縄県民の理解と協力を得るために最
大限努力してきているところである。いずれに
せよ、政府としては、そのような在日米軍の再
編について、今後とも沖縄県民の理解と協力を
得つつ、平成十八年五月一日の日米安全保障協
議委員会の際に発表された「再編の実施のため
の日米ロードマップ」に従い、着実に実施して
いく考えである。

平成二十一年四月一日提出
質 問 第一一六 七号

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府
の取組が著しく異なる理由に関する第三回質
問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える二つの領土問題に対する政
府の取組が著しく異なる理由に関する第三
回質問主意書

平成十五年十一月十五日に開催された竹島北方
領土返還要求運動島根大会（以下、「大会」とい
う。）と、毎年二月二十二日の「竹島の日」に行われ
る記念式典（以下、「記念式典」という。）につき、
どちらも島根県主催で開催されるものであるが、
「大会」には外務大臣はじめ政府職員が参加してい
るのに対して、「記念式典」にはこれまで政府とし
て職員を参加させる等の関与は何も行っていない。
右と「前回答弁書」（内閣衆質一七二第二〇八
号）を踏まえ、再度質問する。

一 「大会」と「記念式典」に対する政府の取組が前

文にある通り著しく異なっていることにつき、
「前回答弁書」では、「先の答弁書（平成二十年十
一月十八日内閣衆質一七〇第二二七号）一から
三までについてでお答えしたとおり、北方領土
問題及び竹島問題の経緯及び状況等を踏まえ、
それぞれの領土問題について適切に対応してき
ており、これまでも、その旨を対外的に説明し
てきている。」との答弁がなされている。右答弁
には「その旨を対外的に説明してきている」とあ
るが、当方が問うているのは、「大会」と「記念
式典」に対する政府の取組、ひいては竹島問題
と北方領土問題に対する政府の取組のあり方が
大きく異なる理由に係る政府の説明の具体的な
内容である。政府として、これまでいつ、どの
様な方策をもって、どの政府職員が、誰または
どこに対して、どの様な内容の説明を行ってき
ているのか、具体的事例を挙げて、政府によ
る詳細な説明を求める。

二 前回質問主意書で、政府として、竹島問題に
対する政府の取組と、北方領土問題に対する政
府の取組のあり方が大きく異なることについ
て、国民、特に竹島問題原点の地である島根県
の県民から、十分な理解を得られていると考
えているかと問うたところ、「前回答弁書」では
「今後とも国民の理解を得よう努めてまいり
たい。」との答弁がなされているが、当方は国民
の理解を得ることに向けた政府の決意の披露を
求めているのではない。竹島問題と北方領土問
題に対する政府の取組のあり方がそれぞれ大き
く異なることについて、なぜ政府としてその様
な対応をとらなくてはならないのか、国民、特
に竹島問題原点の地である島根県の県民から、
十分な理解を得られているか。島根県で竹島問

題の解決に向けた運動を積極的にを行っている県
民から直接話を聞いている当方としては、右の
政府の対応について、島根県民の多くはとても
十分な理解を示しているとは言えないと思料す
る。政府の見解を明確に示されたい。

三 前回質問主意書で、島根県民は、竹島問題に
対する政府の取組に大きな不満を抱いているの
ではないかと問うたところ、「前回答弁書」では
「先の答弁書（平成二十一年三月十日内閣衆質一
七一第一七〇号）一から三までについてでお答
えしたとおりである。」との答弁がなされてい
る。右の答弁の内容は「政府として御指摘の記
念式典に政府職員を出席させることはしなかつ
たが、先の答弁書（平成二十一年二月二十七日
内閣衆質一七一第一三六号）一についてでお答
えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権
に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的
解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつ
つ、必要な施策を実施してきており、今後とも
国民の理解を得よう努めてまいりたい。」とい
うものであるが、当方は、政府、特に外務省
が、同省の竹島問題に対する取組について国民
の理解を得ようする決意の披露を求めているの
ではない。政府、特に外務省の竹島問題に対す
る取組に係る島根県民の不满について問うてい
るのにも関わらず、政府、特に外務省として右
の様な答弁をするのはなぜか。

四 島根県民が竹島問題に対する政府の取組に大
きな不満を抱いていることを、政府、特に外務
省は承知しているか。明確な答弁を求める。
右質問する。

内閣衆質一七一第二六七号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つ
の領土問題に対する政府の取組が著しく異なる
理由に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える
二つの領土問題に対する政府の取組が著し
く異なる理由に関する第三回質問に対する

答 弁 書

一 について

先の答弁書（平成二十年十二月二十六日内閣
衆質一七〇第三五一号）一及び二についてでお
答えしたとおりである。

二 について

お尋ねの「島根県の県民から、十分な理解を
得られている」かどうかについて一概にお答え
することは困難であるが、外務省としては、竹
島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問
題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に
検討しつつ、必要な施策を実施してきており、
今後とも国民の理解を得よう努めてまいりた
い。

三及び四について

お尋ねの「島根県民が竹島問題に対する政府
の取組に大きな不満を抱いている」かどうかに
ついて一概にお答えすることは困難であるが、
御指摘の「前回答弁書」三については、「外務
省としては、竹島の領有権に関する我が国の立

場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきて「いる旨をお答えした上で、外務省としては、これまでも国民の理解を得るよう努めてきているところであるが、「今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい」旨お答えするとの趣旨で、「先の答弁書(平成二十一年三月十日内閣衆質一七一第一七〇号)一から三までについてお答えしたとおりである。」とお答えしたものである。

平成二十一年四月二日提出
質 問 第一一六八号

E T C 搭載車への高速道路料金引き下げに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

E T C 搭載車への高速道路料金引き下げに関する質問主意書

平成二十一年三月二〇日より開始された高速道路料金の割引は、E T C 搭載車のみが適用とされ、E T C を利用しないものからは不公平だとの声が多い。

これに関して、以下、質問する。

今般開始された高速道路料金の割引を、E T C 搭載車に限定した理由について、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二六八号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員逢坂誠二君提出E T C 搭載車への高速道路料金引き下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出E T C 搭載車への高速道路料金引き下げに関する質問に対する答弁書

現在、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第七條第一項に規定する同意計画に基づいて会社(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)以下「法」という。第二條第四項に規定する会社をいう。)が行っている高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二條第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。)の料金(法第二條第五項に規定する料金をいう。以下同じ。)の割引が、E T C 通行車(道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)第十三條第二項第三号イに規定するE T C 通行車をいう。)に対象を限定しているのは、E T C システム(有料道路自動料金収受システム)を使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第一條に規定するE T C システムをいう。以下同じ。)の活用が、高速道路の料金所における渋滞を大幅に緩和し、自動車交通の円滑化や自動車交通による二酸化炭素の排出量の削減に寄与するものであること、限られた財源の中で地域の活性化等の政策課題に対応するためには、曜日、時間帯等に着眼したきめ細やかな料金の額の設定を行うことが必要であり、その実現のためにはE T C システムの活用が効率的であること等の理由によるものである。

平成二十一年四月二日提出
質 問 第一一六九号

公共事業の個所付け情報に関する質問主意書

提出者 篠原 孝

公共事業の個所付け情報に関する質問主意書

公共事業の個所付け情報について次のとおり質問する。

- 一 公共事業の個所付けは、どのようなになるか。
- 二 公共事業の個所付けに国会議員が関与する場合があるか。
- 三 個所付け情報の公表、事業主体への通知の方法はどうしているか。
- 四 前記の他に情報を出すのは、どのような場合か。
- 五 なぜ、国会議員に事前に情報を出しているのか。
- 六 国会議員に事前に配布するために要する資料作成にかかるコスト(印刷枚数・部数・人員等)はいくらか。
- 七 国会議員に事前に配布しない場合、公共事業の遂行・情報公開等に何か不都合はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第二六九号
平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員篠原孝君提出公共事業の個所付け情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員篠原孝君提出公共事業の個所付け情報に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「公共事業の個所付け」及び「国会議員が関与」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公共事業の事業箇所ごとの予算の配分額は、予算が成立し、予算執行に関する手続等について閣議決定がなされた後に、各事業を所管する省庁において、事業主体の要望等を踏まえつつ、事業の必要性や緊急性等を総合的に勘案して、予算の範囲内で決定しているものである。

三及び四について

お尋ねの「個所付け情報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公共事業の事業箇所ごとに決定した予算の配分額に関しては、記者発表や、資料を配布し、又は閲覧に供する等の方法により公表している。あわせて、事業主体に対し、関係する事業箇所について、決定した予算の配分額を文書により通知している。

五から七までについて

御指摘の「国会議員に事前に情報を出している」及び「国会議員に事前に配布」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公共事業の事業箇所ごとに決定した予算の配分額の公表及び通知については、三及び四について述べたとおりであり、これに伴って特段の不都合は生じていない。

平成二十一年四月二日提出
質問 第二七〇号

介護福祉士試験の受験要件に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

介護福祉士試験の受験要件に関する質問主意書

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三〇号)第四〇条第二項第一号に介護福祉士試験の受験要件として、「三年以上介護等の業務に従事した者」とある。

これに関して、以下、質問する。

一 受験要件中、「介護等の業務」とあるが、この「等」の内容を示されたい。

二 介護福祉士試験の受験要件に、なぜ当該要件を付すのか示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二七〇号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員逢坂誠二君提出介護福祉士試験の受験要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出介護福祉士試験の受験要件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「介護等」については、社会福祉士及

び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第二項において、「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義されている。

二について

介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するためには、最低でも三年の実務経験が必要であると考えられたためである。

平成二十一年四月二日提出
質問 第二七一号

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第一三九号)」を踏まえ、再度質問する。

一 昨年九月、広島県江田市にある海上自衛隊の特殊部隊「特別警備隊」隊員を養成する第一術科学校の特別警備課程において、一人で十五人を相手にする格闘訓練を受けていた男性三等海曹が意識不明になり、約二週間後に死亡した事件(以下、「三等海曹死亡事件」という。)が発生したことについて、「前回答弁書」では「御指摘の海上自衛隊における死亡事案については、当該

事案の解明に向けて、引き続き厳正に海上自衛隊員地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続き行われているところである。」と、未だ海上自衛隊の事故調査委員会による調査と、海上自衛隊警務隊による捜査が完了していないことが明らかにされている。年度が変わった本年四月二日現在、「三等海曹死亡事件」に係る調査及び捜査はどのような進捗状況を見せているか説明されたい。

二 海上自衛隊員地方総監部並びに事故調査委員会、海上自衛隊警務隊において、新年度を迎えている職員に異動が生じているか。

三 二で、異動が生じているのなら、「三等海曹死亡事件」に対する調査及び捜査に支障を来しているということはないか。

四 そもそも「三等海曹死亡事件」の真相解明に、こんなにも長い時間がかかっているのはなぜか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

右質問する。

内閣衆質一七一第二七一号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する第三回質問に対する答弁書

一及び四について

御指摘の海上自衛隊における死亡事案については、当該事案の解明に向けて、引き続き厳正に海上自衛隊員地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続き行われているところである。

二について

一及び四について述べた調査又は捜査を担当している職員の一部は、異動している。

三について

一及び四について述べた調査又は捜査に支障は生じていない。

平成二十一年四月二日提出
質問 第二七二号

事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第二三七号)」及び「前々回答弁書(内閣衆質一七一第二〇一号)」を踏まえ、再度質問する。

一 前々回質問主意書で、事務担当の内閣官房副長官の適性に、正直であることは求められる

かと問うたところ、「前々回答弁書」では「一般に、内閣官房副長官は誠実であることが求められるものと考えている」との答弁がなされている。右答弁を受け、前回質問主意書で事務担当の内閣官房副長官の適性に、正直であることは求められるかと再度問うたところ、「前回回答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年三月十九日内閣衆質一七一第二〇一号)三についてでお答えしたとおりである」と、「前々回答弁書」における答弁を繰り返しただけの答弁がなされている。当方は、「前々回答弁書」で政府が「正直」の定義については、例えば、いつものことと、また、率直なこと(出典 広辞苑とされていると承知している。」と定義している「正直であることは、事務担当の内閣官房副長官の適性として求められるかと問うているのであり、「前回回答弁書」で政府が「誠実」の定義については、例えば、他人や仕事に対して、まじめで真心がこもっていること(出典 広辞苑とされていると承知している。」と定義している「誠実であることを問うているのではない。当方は「正直」について問うているのに、政府が「誠実」について答弁するのはなぜか、その理由を説明されたい。

二 事務担当の内閣官房副長官の適性に、「いつものこと、また、率直なこと」を意味する正直さは求められるか。再度質問する。

三 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。同月六日付の新聞等が、ある政府高官が右の事件

(以下、「献金事件」という。)に関し、「自民党に及ぶことは絶対でない。請求書のようなものがある別だが、金額が違う。立件はない」との旨述べたと報じたこと(以下、「新聞報道」という。)が話題になったが、右の政府高官は漆間副長官であることが既に明らかになっている。同月九日の参議院予算委員会において、漆間副長官は、自身が「新聞報道」にある様な、「献金事件」の捜査が自民党側に及ぶことはないとの発言をしたことは記憶にない旨述べているが、同日付朝日新聞夕刊一面には、「自民党側は立件できないと思う(朝日新聞)」、「自民党の方にまで波及する可能性はないと思う(読売新聞)」、「この件で(東京地検が)自民党の方までやることはないと思う(毎日新聞)」、「自民党に及ぶことは絶対ない(日本経済新聞)」、「自民党議員に波及する可能性はないと思う(共同通信)」と、「新聞報道」の具体例が挙げられており、それぞれ表現の違いはあるが、全て漆間副長官が「献金事件」に関して、自民党という具体的な政党名を挙げ、コメントしていることが報じられている。また、同月十日付読売新聞四面には、

——懇談で私(TBS記者)が「自民党の議員にも(捜査は)及ぶことはないか」と聞いた。それに答えた記憶は。

「直接、政党名を挙げて聞かれた記憶がない。」

と、同月九日の漆間副長官の記者会見における記者とのやり取りの詳細が報じられている。前々回質問主意書で、この様に、漆間副長官が「献金事件」に関して自民党という具体的な政党名を挙げてコメントしたと明確に述べる意見が

多数あるが、それでも「新聞報道」にある「献金事件」に関する自身のコメントについて「記憶にない」とする漆間副長官の発言は、正直なものであると政府は認識しているかと問うたところ、「前々回答弁書」では「漆間副長官は、本年三月九日の参議院予算委員会及び総理大臣官邸における記者会見において、御指摘の『新聞報道』については、個人的な経験及び識見に基づいて、あくまで一般論として違法性の認識の立証がいかに難しいかを述べたものであり、特定の政党や議員への捜査の帰趨等、検察による捜査の中立性あるいは公平性を否定するような発言はしていないと考えていた旨を説明した上で、本人の真意が伝わらない形で報道され、多くの皆様に御迷惑をかけたことについて陳謝したと承知している。」との答弁がなされている。右につき、前回質問主意書で、「新聞報道」にある「献金事件」についての漆間副長官のコメントは、故意か偶然かは別として、右で挙げた新聞等の各報道機関が漆間副長官の真意を取り違えたことが原因であるのかと問うたが、「前回回答弁書」では何の答弁もなされていない。漆間副長官としては、右で挙げた新聞等の各報道機関が「献金事件」に係る自身の真意を取り違えたことと認識しているか。漆間副長官本人による答弁を求める。

四 「新聞報道」は、あたかも「献金事件」の捜査に政府が関与しているとの印象を国民に与え、同事件の真相解明に悪影響を与えたと考え、漆間副長官の認識如何。

五 漆間副長官として、「新聞報道」にある「献金事件」についての漆間副長官のコメントは、あくまで自身の真意が伝わらない形で報道されたものであり、事実を反映していないと認識しているのなら、その旨「新聞報道」を行った新聞等の各報道機関に、正直かつ誠実に説明するべきであると考え、漆間副長官は、右の様な説明を各報道機関に対して行っているか。漆間副長官本人による明確な答弁を求める。

六 漆間副長官として、「新聞報道」にある「献金事件」についての漆間副長官のコメントは、あくまで自身の真意が伝わらない形で報道されたものであり、事実を反映していないと認識しているのなら、その旨「新聞報道」を行った新聞等の各報道機関に正直かつ誠実に伝え、記事等の報道を撤回することを求めるべきであると考え、漆間副長官は、右の様な対応を各報道機関に対して求めているか。漆間副長官本人による明確な答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一七一第二七二号
平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問に対する答弁書

一 内閣官房副長官については、官吏服務紀律

(明治二十年勅令第三十九号)の適用があると思
 されてお、その第一条において「凡ソ官吏ハ
 国民全体ノ奉仕者トシテ誠実勤勉ヲ主トシ法令
 二從ヒ各其職務ヲ尽スヘシ」と規定されている
 からである。

二について

先の答弁書(平成二十一年三月十九日内閣衆
 質一七一第二〇一号)三についてで答えたと
 おりである。

三から六までについて
 先の答弁書五についてで答えたとおりで
 ある。

平成二十一年四月二日提出
 質問 第一七三三号

我が国の調査捕鯨活動への妨害行為に対する
 政府の対策に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の調査捕鯨活動への妨害行為に対す
 る政府の対策に関する質問主意書

国際捕鯨取締条約により国際捕鯨委員会(IW
 C)加盟国に認められている権利に基づいて我が
 国が行っている調査捕鯨活動(以下、「調査捕鯨」
 という。)に対し、米国の環境保護団体シー・シェ
 パード等の反捕鯨団体(以下、「反捕鯨団体」とい
 う。)が暴力的な妨害行為を行っている問題につ
 いて、政府は、これまで我が国の捕鯨船内のみで可
 能であった、暴力行為を行った活動家の身柄拘束
 を、他国船籍の抗議船に乗り込んで行うことを可
 能にする新法(以下、「新法」という。)の制定等、
 法整備を検討していることが明らかになったと報
 じられている。右を踏まえ、質問する。

一 昨年三月、南極海で「調査捕鯨」を行っていた
 第二勇新丸と日新丸に許可なく乗り込み、「調
 査捕鯨」の停止を訴え、デッキに薬品をまく、
 薬品の入った瓶を投げ込むなどの危険行為を働
 くという事件が起きている。右の事件につい
 て、同月十四日に閣議決定された政府答弁書
 (内閣衆質一六九第一三九号)では「御指摘の『事
 件』については、所要の捜査を進めていること
 るであるが、その進捗状況については、捜査の
 具体的内容にかかわることから、答弁を差し控
 えたい。」「御指摘の『事件二』についても、所
 要の捜査を進めているところである。』との答弁
 がなされている。右答弁にあるそれぞれの事件
 に対する政府の捜査は、現在どの様になつてい
 るか説明されたい。

二 昨年三月、シー・シェパードの活動家が在英
 国日本国大使館に乱入し、「調査捕鯨」を止める
 様を求める横断幕を掲げるという事件が発生して
 いる。右の事件について、同月十八日に閣議決
 定された政府答弁書(内閣衆質一六九第一五八
 号)では「大使館の安全の確保については、外交
 関係に関するウィーン条約(昭和三十九年条約
 第十四号)第二十二条第二項において、接受国
 が公館を保護するためなどに適当なすべての措
 置を執る特別な責務を有するとされていること
 から、在英日本国大使館から英国警視庁に対
 して、同大使館に対する警備強化につき申入れ
 を行うとともに、同大使館は警備体制の強化を
 行っている。』との答弁がなされている。右の在
 英日本国大使館に乱入したシー・シェパード
 の活動家の身柄は、その後どの様な扱いを受け
 ているのか説明されたい。

三 過去五年間、「反捕鯨団体」による我が国の
 「調査捕鯨」に対する妨害行為は何件起きている
 か。
 四 三の「反捕鯨団体」による「調査捕鯨」に対する
 妨害行為に対して、政府としてどの様な対応を
 とつてきているか説明されたい。
 五 四の政府の対応は、同様の妨害行為を抑止す
 る上で十分な効果を有するものであったか。政
 府の見解如何。
 六 三の「反捕鯨団体」による「調査捕鯨」に対する
 妨害行為につき、それを実行した活動家で政府
 が逮捕した者は何名いるか。
 七 今回政府は、「新法」の制定を検討していると
 思料するが、右の検討はいつから始められてい
 るか説明されたい。
 八 政府として、一と二の事件が起きた段階で、
 速やかに「新法」の制定を検討するべきではな
 かったのか。
 九 「新法」の制定については、例えば本年三月十
 三日、政府が国会に提出した「海賊行為の処罰
 及び海賊行為への対処に関する法律案」(以下、
 「海賊対処法案」という。)の中に、「調査捕鯨」に
 対する妨害行為もその対象に含めるという方法
 もあったと承知するが、右について政府におい
 て何らかの検討を行ったか。
 十 本年四月一日付のインターネット版産経
 ニュースには、「公海上での日本船への暴力行
 為に対しては、三月に閣議決定された海賊対処
 法案が、同様の権限などを認めている。水産庁
 は当初、捕鯨妨害も海賊行為として法案の対象
 とするように内閣官房など求めていたが、同意
 を得られず、実質的に対象外とされた。」とある
 が、右は事実か。
 十一 十が事実ならば、内閣官房として「海賊対

処法案」の対象に「調査捕鯨」への妨害活動を含
 めることに反対したのはなぜか、その理由を明
 らかにされたい。

十二 政府として、「新法」の具体的な内容につ
 て、現在どの様な考えを有しているか。

十三 政府として、「新法」をいつ頃までに制定さ
 せる考えでいるか。
 右質問する。

内閣衆質一七一第二七三三号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活
 動への妨害行為に対する政府の対策に関する質
 問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕
 鯨活動への妨害行為に対する政府の対策に
 関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の二つの事件については、それぞれ所
 要の捜査を鋭意継続しているところである。

二について

在英日本国大使館公館内で違法な抗議活動
 を行った活動家に対しては、平成二十年六月三
 日に四か月間の条件付き免責の有罪判決が下さ
 れ、同判決が確定したものと承知しているが、
 その後の身柄の扱いについては承知していな
 い。

三について

「反捕鯨団体」による瓶の投げ込みや、船舶の
 衝突、追跡等の妨害行為については、断続的に

行われたものであり、それについて何件とお答えすることは困難であるが、平成十六年度はグリーンピースから、平成十七年度はグリーンピース及びシー・シェパードから、平成十八年度はシー・シェパードから、平成十九年度はシー・シェパード及びグリーンピースから、平成二十年度はシー・シェパードから妨害行為を受けた。

四及び五について

政府としては、機会をとらえ、「反捕鯨団体」船舶の旗国を始めとする関係国政府に対し、適当な措置を採るよう申入れ等を行ってきたところである。

また、平成十九年度調査捕鯨においては、調査船団に対する妨害行為への対策の一環として、人命及び財産の保護の観点から、海上保安官を調査船に乗船させ、調査船団の自主警戒について指導を行うとともに、妨害行為に対する警告や当該行為についての証拠の収集等を行った。平成二十年度調査捕鯨においては、事前に、調査船団に対し、自主警戒や証拠の収集について指導を行ったところである。

さらに、平成二十年度補正予算及び平成二十一年度予算において、妨害行為を予防するための調査船の装備の充実に対する支援措置等を講じたところである。

政府としては、こうした対応は、妨害行為を抑止する上で、一定の効果があつたものと考えている。

六について

御指摘の活動家で、政府が逮捕した者はいない。

七から九まで、十二及び十三について

政府としては、御指摘のような「新法」についての検討は行っていない。

十及び十一について

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の検討過程については、これを明らかにすることにより、今後の対応策の検討等における率直な意見の交換等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えた。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国 務 大 臣

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の再編の一環としての第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るため、平成二十一年二月十七日に東京で、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日米安全保障体制が共通の安全保障上の目標を達成するための基礎であることを確認し、

二千六年五月一日の日米安全保障協議委員会の会合において、関係閣僚が、安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もって安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するも

のであると認識したことを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であつて、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調し、

ロードマップにおいて、沖縄における再編との関係で兵力の削減及びグアムへの移転の重要性が強調され、並びに第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人が部隊としての一体性を維持するような方法で二十四年までに沖縄からグアムに移転することが記載されていることを再確認し、また、このような移転が嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還を実現するものであることを認識し、

ロードマップにおいて、合衆国海兵隊CH-53三Dヘリコプターは第三海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に海兵隊岩国飛行場からグアムに移転し、KC-130三飛行隊はその司令部、整備のための施設及び家族のための施設と共に海兵隊岩国飛行場を本拠とし、並びにその航空機は訓練又は運用のために海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに交替で定期的に展開することが記載されていることを想起し、

ロードマップにおいて、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の見積額百二億七千万合衆国ドル(一〇、二七〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が速やかに実現されることを強く希望していることを認識し、同部隊の移転を可能とするようグアムにおけ

る施設及び基盤を整備するため、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル(二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の直接的に提供する資金を含む六十億九千万合衆国ドル(六、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)を提供することが記載されていることを再確認し、

また、合衆国は、グアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の残額、すなわち、合衆国の二千八会計年度ドルで算定して三十一億八千万合衆国ドル(三、一八〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の財政支出に道路の整備のための約十億合衆国ドル(一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)を加えた額を拠出することがロードマップに記載されていることを再確認し、

ロードマップにおいて、その全体が一括の再編案となっている中で、沖繩に関連する再編案は、相互に関連していること、すなわち、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転を完了することにかかっており、並びに同部隊の沖繩からグアムへの移転は、(1)普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展並びに(2)グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対する日本国の資金面での貢献にかかっていることが記載されていることを想起して、

第一条

1 日本国政府は、第九条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖繩か

らグアムへの移転(以下「移転」という。)のための費用の一部として、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル(二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の額を限度として資金の提供を行う。

2 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極(以下「別途の取極」という。)に記載する。

第二条

アメリカ合衆国政府は、第九条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

第三条

移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

第四条

アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

第五条

アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う

過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。

第六条

日本国政府は日本国防衛省を実施当局に指定し、アメリカ合衆国政府はアメリカ合衆国防省を実施当局に指定する。両政府は、実施当局が従うべき実施のための指針及び次条1(a)に規定する個別の事業について専門家間で協議を行う。そのような協議を通じて、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保する。

第七条

1(a) 日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。
(b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。

2 日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、前条に規定する実施当局の間で合意される指数を用いた計算方法に基づき、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル(二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。

3(a) (b)に規定する場合を除くほか、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によつて証明されるものとする。

第八条

アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供

した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

第九条

1 第一条に規定する日本国の資金の提供は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。

2 第二条に規定する合衆国の措置は、(1) 移転のための資金が利用可能であること、(2) ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3) ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第十条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第十一条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九百二十年七月七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
中曽根弘文

アメリカ合衆国政府のために
ヒラリー・ロダム・クリントン

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、在日米軍の再編に関して、二千六十五年五月一日の日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に記載された第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るための協定を締結するため、アメリカ合衆国との間で交渉を行った。その結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十一年二月十七日に東京において、本協定の署名が行われた。

1 日本国政府は、グアムにおける施設及び基盤を整備するアメリカ合衆国政府の事業への資金の拠出を条件として、同国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転(以下「移転」という。)のための費用の一部として、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドルの額を限度として資金の提供を行うこと。

2 アメリカ合衆国政府は、(1) 移転のための資金が利用可能であること、(2) ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3) ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件として、グアムにおける施設及び基盤を整備する同国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとること。

3 アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用すること。

4 アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に扱われることを確保すること。

5 日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、原則として、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還すること。

6 日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、原則として、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還すること。

7 アメリカ合衆国政府は、両国政府の実施当局が従うべき実施のための指針及び日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業に関する両国政府の専

門家間協議等を通じて、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保すること。

8 アメリカ合衆国政府は、同国政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとること。

なお、本協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転の実施を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成二十一年度一般会計予算防衛省所管に、在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金として三百四十六億八百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十一年四月十日
外務委員長 河野 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十九年度一般会計予備費の予算額二千五百億円のうち、平成十九年四月十三日から平成二十年一月十七日までの間において決定された五百九十七億五千二百万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費、地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費等十九件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年四月十三日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基

づき、平成十九年度特別会計予備費の予算総額一兆三千二百十億二百万円のうち、平成十九年十一月六日に決定された食料安定供給特別会計表管理勘定における麦の買入れに必要な経費五百四十九億九千九百九十九万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年四月十三日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定により、平成十九年六月二十九日から平成二十年一月二十九日までの間ににおいて決定された六百十六億六千七百八十万四千円の経費増額につき、特別会計に関する法律の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額、河川事業の推進に

必要な経費の増額等五特別会計の十一件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年四月十三日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十九年度特別会計予備費の予算総額一兆三千二百十億二百万円のうち、平成二十年二月二十二日に決定された森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費十四億九千九百四十九万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年四月十三日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定により、平成二十年三月二十八日に決定された交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額五十五億八千四百五十四万四千円の経費増額につき、特別会計に関する法律の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年四月十三日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五	東京港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
（本体）	本号一部 一一五円 一〇円